

令和 3 年

# 三重県議会定例会会議録

( 10 月 13 日 )  
( 第 28 号 )



令和 3 年

# 三重県議会定例会会議録

## 第 28 号

○令和 3 年10月13日（水曜日）

---

### 議事日程（第28号）

令和 3 年10月13日（水）午前10時開議

第 1 県政に対する質問

〔代表質問〕

第 2 議案第115号から議案第124号まで並びに認定第 1 号から認定第 5 号  
まで

〔委員会付託〕

---

### 会 議 に 付 し た 事 件

日程第 1 県政に対する質問

日程第 2 議案第115号から議案第124号まで並びに認定第 1 号から認定第  
5 号まで

---

### 会 議 に 出 欠 席 の 議 員 氏 名

出席議員 51名

1	番	川 口	円
2	番	喜 田	健 児
3	番	中 瀬	信 之
4	番	平 畑	武
5	番	石 垣	智 矢
6	番	小 林	貴 虎

7	番	山 本	佐知子
8	番	山 崎	博
9	番	中瀬古	初 美
10	番	廣	耕太郎
11	番	下 野	幸 助
12	番	田 中	智 也
13	番	藤 根	正 典
14	番	小 島	智 子
15	番	野 村	保 夫
16	番	木 津	直 樹
17	番	田 中	祐 治
18	番	野 口	正 弘
19	番	倉 本	崇 道
20	番	山 内	里 香
21	番	山 本	稔 尚
22	番	稻 森	初 男
23	番	濱 井	真 治
24	番	森 野	衛 野
25	番	津 村	熊 三
26	番	杉 本	宜 昭
27	番	藤 田	昭 成
28	番	稻 垣	成 生
29	番	石 田	村 林
30	番	村 林	正 人
31	番	小 林	富 男
32	番	服 部	孝 栄
33	番	谷 川	
34	番	東	豊

35	番	長 田 隆 尚
36	番	奥 野 英 介
37	番	今 井 智 広
38	番	北 川 裕 之
39	番	日 沖 正 信
40	番	舟 橋 裕 幸
41	番	三 谷 哲 央
42	番	中 村 進 一
43	番	津 田 健 児
44	番	中 嶋 年 規
45	番	青 木 謙 順
46	番	中 森 博 文
47	番	前 野 和 美
48	番	山 本 教 和
49	番	西 場 信 行
50	番	中 川 正 美
51	番	舘 直 人

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	坂 三 雅 人
書 記 (事務局次長)	畑 中 一 宝
書 記 (議事課長)	前 川 幸 則
書 記 (企画法務課長)	小 野 明 子
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	佐 竹 宴
書 記 (議事課主幹)	櫻 井 彰
書 記 (議事課主査)	辻 昌 平

---

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	一 見 勝 之
副 知 事	廣 田 恵 子
副 知 事	服 部 浩
危機管理統括監	日 沖 正 人
防災対策部長	野 呂 幸 利
戦略企画部長	安 井 晃
総 務 部 長	高 間 伸 夫
医療保健部長	加 太 竜 一
子ども・福祉部長事務代理	中 村 徳 久
環境生活部長	岡 村 順 子
地域連携部長	山 口 武 美
農林水産部長	更 屋 英 洋
雇用経済部長	島 上 聖 司
県土整備部長	水 野 宏 治
最高デジタル責任者兼デジタル社会推進局長	田 中 淳 一
医療保健部理事	中 尾 洋 一
環境生活部廃棄物対策局長	増 田 行 信
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	辻 日 出 夫
地域連携部南部地域活性化局長	横 田 浩 一
雇用経済部観光局長	小見山 幸 弘
県土整備部理事	真 弓 明 光
企 業 庁 長	喜 多 正 幸
病院事業庁長	長 崎 敬 之
会計管理者兼出納局長	森 靖 洋
教 育 長	木 平 芳 定

公安委員会委員  
警察本部長

長 江 正  
佐 野 朋 毅

代表監査委員  
監査委員事務局長

伊 藤 隆  
紀 平 益 美

人事委員会委員長  
人事委員会事務局長

竹 川 博 子  
山 川 晴 久

選挙管理委員会委員

野 田 恵 子

労働委員会事務局長

中 西 秀 行

---

午前10時0分開議

## 開 議

○議長（青木謙順） ただいまから本日の会議を開きます。

## 諸 報 告

○議長（青木謙順） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

人事委員会委員長から、職員の給与等に関する報告及び勧告がありましたので、さきに配付いたしました。

次に、10月6日までに受理いたしました請願8件は、お手元に配付の文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしますので、御了承願います。

なお、陳情の受付状況は、お手元に配付の一覧表のとおりであります。

以上で報告を終わります。

---

請 願 文 書 表

( 新 規 分 )

総務地域連携デジタル社会推進常任委員会関係

受理番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された定例会・会議
請 32	<p>(件 名)</p> <p>自動車関係諸税などの見直しに関する意見書の提出を求めることについて</p> <p>(要 旨)</p> <p>自動車関係諸税を取り巻く環境は令和3年度税制改正大綱では、新型コロナウイルス感染症拡大により自動車関係諸税に関する抜本議論が先送りされ、担税力に応じていない税負担を課す結果が継続する形となっており、依然として取得・保有・走行の各段階において引き続き、9種類に及ぶ複雑かつ過重な税負担が課せられており、一般財源化により課税根拠が喪失した税の存続や二重課税といった様々な課題が残されている。</p> <p>令和4年度の税制改正については、この様な複雑かつ過重で不合理的な自動車税制の解消を前提に、自動車関係諸税が経済成長の足かせとならないように、簡素化・ユーザー負担軽減に向けた抜本改革が必要である。</p> <p>加えて、日常生活の重要な交通手段として自動車を保有し移動せざるを得ない地方ほど世帯あたりの自動車関係諸税の負担が過重である現状において、自動車関係諸税の簡素化、負担軽減は、地方経済の活性化に貢献が期待されるとともに、CASEやカーボンニュートラルの促進を後押しするために現在の税制を見直すことは、「誰もが自由で安全な移動を享受できる社会」の実現につながるものと考えている。</p> <p>以上により、貴議会において、地方財源に影響を与えないよう、国税からの移譲を伴うことを前提とした「自動車関係諸税の見直し」に関し、国の関係機関に下記内容を求める意見書を提出いただくようお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>～自動車に係る税の負担軽減を図る～</p> <p>1. 車体課税を抜本的に見直し、簡素化・負担</p>	<p>鈴鹿市平田町1907 全日本自動車産業労働組合総連合会 三重地方協議会 議長 葛山 真由美</p> <p>(紹介議員)</p> <p>川 口 円 平 畑 武 中瀬古 初美 田 中 智也 小 島 智子 倉 本 崇弘 藤 田 宜三</p>	3年・9月



	<p>の軽減を図る</p> <p>① 自動車重量税は廃止を前提に、まずは「当分の間として措置される税率」を廃止</p> <p>② 自動車税・軽自動車税（四輪車・二輪車等）の環境性能割も含めた税額引き下げによる負担軽減措置を講ずる</p> <p>③ 複雑な車体課税を簡素化</p> <p>2. 燃料課税を抜本的に見直し、簡素化・負担の軽減を図る</p> <p>① 「当分の間として措置される税率」を廃止</p> <p>② 複雑な燃料課税を簡素化</p> <p>③ 燃料課税に更に消費税が課せられる「二重課税」を解消</p> <p>3. 自動車関係諸税の国税部分について、地方への移譲等を伴う負担軽減策を講じ、地方税収へ影響を与えないユーザー負担軽減を目指す</p> <p>～税目に対する使途を明確化する～</p> <p>1. 車体課税は、次世代モビリティ（CASE）普及促進を目的とした特定財源化</p> <p>2. 燃料課税は、カーボンニュートラル促進を目的とした特定財源化</p> <p>～自動車の使用に係るユーザー負担の軽減を図る～</p> <p>1. 自動車保険（任意保険）の所得控除対象化</p> <p>2. 高速道路料金の引き下げ</p> <p>3. 「サポカー補助金」の延長と年齢制限の撤廃</p>		
--	---	--	--

環境生活農林水産常任委員会関係

受理番号	件名及び要旨	提出者・紹介議員	提出された定例会・会議
請 33	<p>(件名)</p> <p>市町村農業振興地域整備計画の変更手続きに係る制度改正について意見書の提出を求めることについて</p> <p>(要旨)</p> <p>国民の権利利益に資するため、農業振興地域の整備に関する法律第11条に基づく市町村農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更について、同条に規定する異議申出又は審査申立（以下「異議申出等」）があった場合には、市町村が認める異議申出等と関係がない土地に係る農用地利</p>	<p>津市広明町328番地 津ビル2階 三重県行政書士会 会長 若林 三知</p> <p>(紹介議員)</p> <p>川 口 円 石 垣 智 矢 山 崎 博 中瀬古 初 美 小 島 智 子 野 村 保 夫</p>	3年・9月

	<p>用計画の変更について手続きを進め、変更を完了することが可能となるよう制度の改正を求める旨の意見書を国に対して提出することを求める。</p> <p>これは、行政書士法第1条（目的）をもって行政書士が国民に代わって請願するものである。</p> <p>（理 由）</p> <p>農業振興地域内の農用地区域内にある農地は、原則転用することができないため、農地の転用にあって国民は、市町村に対し農業振興地域整備計画の変更に係る申出を行い、市町村に当該計画の変更（農用地区域からの除外）を行ってもらう必要がある。</p> <p>しかし、農業振興地域整備計画は市町村全域で一つの計画であることから、農業振興地域の整備に関する法律第11条に定める異議申出等があった場合、当該異議申出等とは関係がないと思われる農地を含めた全ての変更手続きが停止し、場合によっては2年間手続きが停止することもある。これにより異議申出等に関係のない変更の申出をした国民は大きな不利益を受ける。なぜなら、当該計画変更の要件（農用地区域からの除外の要件）として、農地の転用について緊急性がなければならぬとされており、変更の申出を行った国民は、緊急に農地を転用する必要に迫られているからである。</p> <p>農業振興地域整備計画は、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用を目的としているものの、長期間変更手続きが停止してしまうことは、憲法により財産権が保障されている国民にとって、受忍の限度を超えていると考える。</p> <p>上記の理由により、制度の改正を求める旨の意見書を国に対して提出することを求める。</p>	<p>山 内 道 明 山 本 里 香 稲 森 稔 尚 藤 田 宜 三</p>	
--	--	--	--

### 教育警察常任委員会関係

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された 定例会・会議
請 34	<p>（件 名）</p> <p>25人下限条件をなくし、真の30人学級実現を求めることについて</p>	<p>四日市市笹川1丁目 52-16 吉野 啓子</p>	<p>3年・9月</p>

<p>(要 旨)</p> <p>小学校 1・2 年生における30人学級で25人下限条件をなくすこと  中学校 1 年生における35人学級で25人下限条件をなくすこと</p> <p>(理 由)</p> <p>“ひとりひとりの子どもを大切にした教育を！”という大きな世論を背景に、全国の多くの自治体で少人数学級が広がりを見せていた2003年度から2004年度にかけて、三重県においても小学校 1・2 年生で30人学級が実施され、さらにその翌年には中学校 1 年生での35人学級へと拡大された。これは、子どもと保護者・地域住民の願いに応えた大きな前進である。</p> <p>しかし、1 学級の人数を25人以上とする条件付き実施（「下限25人」）のため、1 学年 1 学級という小規模校を中心に、30人以下にならない学級が残されるといふ不平等を生む県の施策は、大きな問題であった。</p> <p>国は、2011年度に小学校 1 年生の学級編制基準を35人に改善し、今年度からは 5 年間かけて小学校のみ全学年での35人学級実施に踏み切った。それを受けて三重県では、小 1・2 での30人学級、中 1 での35人学級（いずれも「下限25人」条件付き）を継続するとともに、国に先行して小学校 3 年生での35人学級を実施することになった。</p> <p>全学年での30人学級実現を求めてきた私たちの会としても、三重県が独自に少人数学級の学年拡大を進めることを歓迎するものである。しかし、県の施策である「下限25人」条件のために30人を超える学級が18年間も残され続けてきたことは、決して見過ごすことができない。しかも、その割合は年々高くなっている。</p> <p>このような不平等を早急になくし、完全な30人学級を実現するために、三重県としてのとりくみを進めてくださるよう、強く要望する。</p> <p>さらに、学校における感染症対策の面からも、子どもたちの安全・安心を確保しながら、より丁寧な指導を行うためには、全学年での少人数学級が必要不可欠である。</p> <p>一日も早く、「下限25人の条件」をなくすことによって、真の30人学級を実現させていただきたい。</p>	<p>(紹介議員)</p> <p>山 本 里 香  稲 森 稔 尚</p>	
--	---	--

<p style="text-align: center;">請 35</p>	<p>(件名) 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求めることについて</p> <p>(趣旨) 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度が拡充するよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。</p> <p>(理由) 新型コロナウイルス感染症の影響で、収入減や失業による生活困窮等、経済的危機に直面している家庭が増えた。政府は、大学等での修学の継続ができるよう、「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』を創設したが、文科省の調査によると、2020年度における大学等の中途退学者・休学者数のうち、新型コロナウイルス感染症の影響と判明している学生数は6,651人にもなる。 また、厚生労働省の「国民生活基礎調査(2019)」によると、「子どもの貧困率」は13.5%、およそ子ども7人に1人の割合で貧困状態にあるとされている。また、大人が1人の世帯の相対的貧困率は48.1%と、大人が2人以上いる世帯(10.7%)より著しく厳しい経済状況におかれている。 「第二期三重県子どもの貧困対策計画」の基本理念にもあるように、「生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、三重の子どもが、必要に応じた教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢と希望を持って健やかに成長できる環境整備が図られている状況」をめざさなければならない。支援を必要とする子どもたちに対して、相談体制などを充実させるとりくみや、学校だけでは解決が困難な事案について関係機関と連携した支援をおこなうなどのとりくみが今以上に進められていく必要があり、貧困の連鎖を断ち切るための教育に係る公的な支援が、きわめて重要であり、就学・修学保障制度のさらなる拡充が必要と考える。 高等学校等就学支援金制度においては、標準的な修業年限を超過した場合、就学支援金の対象とならない等の課題もある。また、高等教育の修学支援新制度が作られ、改善・充実してきているが、すべての大学・短大・専門学校が対象となっていないなど、制度のさらなる改善を求めている</p>	<p>津市一身上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 山羽 賢多郎 ほか3名</p> <p>(紹介議員) 川 口 円 中瀬古 初 美 小 島 智 子 山 本 里 香 稲 森 稔 尚 藤 田 宜 三</p>	<p>3年・9月</p>
---	--	---	--------------

	<p>なければならない。経済格差を教育格差に結びつけないために、就学・修学支援に関わる制度・施策のよりいっそうの充実が求められている。</p> <p>以上のような理由から、すべての子どもたちの学ぶ機会を保障するため、子どもの貧困対策の推進と就学・修学保障制度の拡充を強く切望するものである。</p>		
<p>請 36</p>	<p>(件 名) 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求めることについて</p> <p>(趣 旨) 子どもたちの「豊かな学び」の保障にむけ、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充をおこなうよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。</p> <p>(理 由) 子どもたちの姿を出発点とした主体的で協働的な「豊かな学び」を実現するためには、教職員定数の改善が、最も重要な環境整備のひとつだと考える。</p> <p>2021年4月、国の学級編制の標準が40年ぶりに引き下げられ、小学校35人学級が実現したが、今年度は加配定数を振り替える形でおこなわれており、教職員数の実質増となっていない。また、今後5年間で2年生から順次引き下げるとしているが、中学校や高等学校等については、現時点においては、学級編制の標準の引下げはない。国際的な比較においても、日本の1クラス当たりの児童生徒数は、2020年経済協力開発機構（OECD）公表値では、小学校27人（OECD加盟国平均21人）、中学校32人（同23人）とどちらも大きく上回っている状況であり、小学校のみの改善に留めることは合理的ではないと言わざるをえない。教職員が心身ともにゆとりを持って子どもたちと向き合い、日々の教育活動を創り出していくことは、子どもたちの「豊かな学び」の保障につながる基盤となるものである。子どもたちが安心・安全に学べるようにするためにも、さらなる学級編制の標準の引き下げと、基礎定数と加配定数とともに改善する新たな教職員定数改善計画の策定と実施が強く望まれる。</p> <p>また、教育の今日的課題の複雑化・多様化によ</p>	<p>津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 山羽 賢多郎 ほか3名</p> <p>(紹介議員) 川 口 円 中瀬古 初 美 小 島 智 子 山 本 里 香 稲 森 稔 尚 藤 田 宜 三</p>	<p>3年・9月</p>

	<p>る学校現場の業務量は増加の一方であり、「学校における働き方改革」が叫ばれるなか、人的配置をはじめとする財政措置は、未だ不十分であると言わざるをえない。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、保護者が子どもたちを学校へ通わせるためには、マスクや消毒液等の感染対策に係る保護者の経費負担は確実に増加しており、ICTに関する費用も、新たな保護者負担として生じている。</p> <p>公財政として措置される教育予算を拡充し、教育条件整備をすすめていくことが、山積する教育課題の解決へとつながり、そして、子どもたち一人ひとりの「豊かな学び」を保障することになると考える。</p> <p>以上のような理由から、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を強く切望するものである。</p>		
<p>請 37</p>	<p>(件 名) 防災対策の充実を求めることについて</p> <p>(趣 旨) 子どもたちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実をはかるよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。</p> <p>(理 由) 県内において、子どもたちが通う9割以上の公立学校が避難所指定を受けており、有事の際には地域の避難所となることが予想されるが、23.3%にあたる117校の小中学校が、県の公表する津波浸水想定区域内に立地し、うち107校は避難所に指定されている。2015年に津波対策のための不適合改築事業の拡充がおこなわれたが、補助要件である「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく「津波防災推進計画」の策定は全国的にもすすんでおらず、支援制度の活用が難しい状況である。補助要件の緩和、補助対象の拡大等支援制度のさらなる拡充を求める。</p> <p>また、昨年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大の状況においても、災害時には避難所は開設されている。2020年9月、内閣府等から「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン（第2版）」が示された。</p>	<p>津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 山羽 賢多郎 ほか3名</p> <p>(紹介議員) 川 口 円 中瀬古 初 美 小 島 智 子 山 本 里 香 稲 森 稔 尚 藤 田 宜 三</p>	<p>3年・9月</p>

	<p>感染症対策として、PPE (Personal Protective Equipment、個人用防護) の準備、発熱・咳等の症状が出た方や濃厚接触とされる方との施設やスペースの分離等が記載されているが、それぞれの自治体において施設やスペース、資材、人材が十分に確保できるのか、危惧するところである。</p> <p>災害や感染症は、いつ発生するかわからない。性やプライバシーに関する課題、外国人、介助・介護が必要な高齢者、障がい者、女性、乳幼児等への配慮等、まだまだ改善すべき課題は山積している。政府の責任において、安心して被災者が避難できるように備えるべきである。過去の災害に学び、最善の備えを整えていくという考えのもと、防災に関わる施策がさらに充実されることを強く望むところである。</p> <p>以上のような理由から、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実をすすめることを強く切望するものである。</p>		
<p>請 38</p>	<p>(件名) 義務教育費国庫負担制度の充実を求めることについて</p> <p>(趣旨) 義務教育費国庫負担制度が充実され、国の責務として必要な財源が確保されるよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。</p> <p>(理由) 義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請にもとづく義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」をはかるため、国が責任をもって必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度である。教育の全国水準と機会均等を確保する義務教育の基盤をつくるためには、教職員の確保、適正配置、資質向上および教育環境整備等諸条件の水準を保障すべきであり、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠である。</p> <p>現行制度においては、「職員の給料その他の給与及び報酬等に要する経費」のみが負担対象経費とされている。かつて対象であった教材費等は、1985年に対象外となり、一般財源としての措置の</p>	<p>津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 山羽 賢多郎 ほか3名</p> <p>(紹介議員) 川 口 円 中瀬古 初 美 小 島 智 子 山 本 里 香 稲 森 稔 尚 藤 田 宜 三</p>	<p>3年・9月</p>

	<p>ままとなっている。義務教育の水準が安定的に確保されるためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源確保の対象の拡大、さらにはその増額が極めて重要と考えるところである。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響もあり、オンライン教育をすすめるための環境整備がおこなわれたが、端末配備や通信インフラ整備等の進捗状況には都道府県間格差・市町村格差があり、子どもたちの学びの機会は、均等であるとはいえない。また、現在中教審「新しい時代の学校施設検討部会」において学校施設整備指針の改定にむけた議論がすすめられているが、新たな指針が示されたとしても整備に要する経費が一般財源による措置のままでは、自治体間の格差は解消されない。</p> <p>未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことである。義務教育については、国が責任を果たすとの理念にたち、教育に地域間格差が生じないよう、必要な財源を確保する義務教育費国庫負担制度の存続はもとより制度の更なる充実が求められる。</p> <p>以上のような理由から、義務教育費国庫負担制度の充実を強く切望するものである。</p>		
<p>請 39</p>	<p>(件名) 三重県独自のさらなる学級編制基準の改善と教職員配置を含む教育環境の整備により、すべての子どもたちが大切にされる安心・安全の三重の教育の実現を求めることについて</p> <p>(趣旨) 学校現場においては、日々、新型コロナウイルス感染防止対策に取り組んでいるが、新たな負担が生じるなか、不安を抱えながら、教育活動をおこなっている。さらには、「教育のICT化」、「『個別・最適な学び』の創造」など、様々な教育改革がすすめられようとしている。国ならびに県が推進する施策を円滑にすすめる、すべての子どもたちが大切にされる安心・安全の三重の教育を実現させるため、さらなる学級編制基準の改善とそれを実現するための教職員定数の確保を含む教育環境の整備を求める。</p>	<p>津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 山羽 賢多郎 ほか3名</p> <p>(紹介議員) 川 口 円 中瀬古 初 美 小 島 智 子 山 本 里 香 稲 森 稔 尚 藤 田 宜 三</p>	<p>3年・9月</p>



(理 由)

4月から「改正義務標準法」が施行され、40年ぶりに小学校全学年の学級編制の標準が改善されることになった。三重県においては、国が年次進捗とした学級編制の標準を1年先行するかたちで、今年度は小学3年生の35人学級も実現した。しかし、中学校、高等学校については法改正がなされず、県立高等学校の募集定員はごく一部を除いて一学級40人のままである。文科大臣も国会答弁や会見等で30人学級をめざしていたと何度も言っているが、35人でも依然「密」であり、過密状態で授業がおこなわれている例が少なくない。8m×8mという教室の面積が変わらないなかで、「ソーシャルディスタンス」を保ちながら、子どもたちの安心・安全を確保し、児童生徒の活動を保障することは難しく、また、給食の実施をはじめ、「密」を避けられない状況は現在も多くの学校で続いている。すべての学校において学習環境の抜本的改善がなされなければ、今後新たな事態が生じたときに再び同様の状況に陥ることは明白である。

また、国の示す教育施策「GIGAスクール構想」の前倒し実施により「教育のICT化」が急速にすすめられ、一人1台学習端末環境の実現をめざすなど、「『個別・最適な学び』の創造」にむけた様々な改革が学校現場に求められている。しかし、本県の県立学校においては、2022年度以降の入学生から保護者負担（BYOD）による学習端末の購入が基本とされており、社会的経済格差が拡大するなか、家庭にとって大きな経済的負担となることが予見される。さらに、学校現場に専門的スキルをもつ教職員は十分に配置されておらず、円滑な対応がなされるのか危惧される場所である。より実効ある施策とするためにも、家庭でのICT環境を含めた教育環境・諸条件の整備および保護者負担の軽減をはかることは不可欠である。

学級編制基準と教職員配置の状況が、こうした教育環境の整備とともに変わらなければ、子どもたちの安心・安全を確保しながら、新たな教育改革への対応と「個別・最適な学び」の創造を両立した「授業」をすすめていくことは不可能である。これらを実現させるためには、中学校・高等学校も含めたさらなる学級規模の少人数化が必須であると考えられる。

	<p>三重県教育ビジョンには、「教育は、子どもたちをはじめとする『学ぶ人』のためのもの」と崇高な理念が明記されている。誰一人取り残されることなく、すべての子どもたちが大切にされる安心・安全の三重の教育を実現させるため、すべての校種において、三重県独自に、さらなる学級編制基準の改善をおこなうとともに、それを実現するための教職員定数の確保を含む教育環境の整備を強く求める。</p>	
--	---	--

## 代 表 質 問

○議長（青木謙順） 日程第1、各会派の代表による県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。40番 舟橋裕幸議員。

〔40番 舟橋裕幸議員登壇・拍手〕

○40番（舟橋裕幸） おはようございます。

新政みえ、津市選出の舟橋裕幸でございます。会派を代表して、質問させていただきます。

実は、鈴木前知事が初当選された2011年6月、このときも代表質問をさせていただきました。何となく巡り合わせやなど思いながら、ここに立たせていただいております。

遅れましたけど、一見知事、御当選おめでとうございます。

知事として4年の任期を得たわけでございます。ぜひとも県政のリーダーとして、頑張ってくださいよう、期待を申し上げながら、質問に入らせていただきたいと思います。

まず、知事就任に当たり、知事職を遂行する上での決意を伺いたいと思います。

6日の所信表明のときには、私たちは聞かせていただきましたけれども、テレビの放送はありませんでした。本日は三重テレビによるライブ放送でございますので、私たちと県民の皆さんに、改めて知事の決意を、ポイントを絞って伺いたいなと思っています。

次に、ちまたでは、首長を自民系か非自民系かと評します。過去半世紀、三重県知事1期目の選挙において、田川、北川、野呂、鈴木知事は、どちらかに評され、両派による厳しい選挙戦が展開されました。

一見知事は、初戦において、自民系と、日本共産党を除く非自民系が推薦する類いまれな選挙をした知事でございます。

一方の政党に偏ることなく、不偏不党の立ち位置での活躍を期待するところですが、県民党としての立ち位置は、各政党や関係者との距離感を保つ上で非常に難しいだろうと思います。

今後、県民党として、知事職を遂行していく上で、特に留意する点や、知事のお考えがあればお伺いいたします。

最後に、地方自治体は二元代表制であります。県民から選ばれた知事と、もう一方の一翼を担う県議会とで、県政進展のために緊張感を持って真摯な議論を進めていかなければなりません。

三重県議会に対する認識と議会対応について、知事のお考えをお伺いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） お答え申し上げます。

まず、知事職を遂行する上での決意について、お尋ねいただきました。

三重県に生まれた私は、国での35年間の行政経験を経てふるさとに帰ってまいりました。ふるさとを思い、ふるさとのためにという気持ちを持って、県民の皆様の負託に応えるべく、謙虚な気持ちで全力を尽くして県政の課題に取り組む所存であります。

県内外の情勢を見ますと、全国では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に関しまして、9月30日をもって緊急事態宣言、これが解除されたところでもあります。

県内におきましても、10月15日、リバウンド阻止重点期間を終了する予定になっておりますけれども、引き続きデルタ株も含めた新たな変異株、この流行に警戒が必要な状況であります。また、経済への影響は相当深刻であり

まして、特に観光業、交通産業、飲食業やその関連事業、農水産業、製造業などに携わる事業者の方々が大きな打撃を受けておられます。

まず、新型コロナウイルスへの対応、具体的には第6波への対応、これが喫緊の課題だと考えております。

さらには、大規模自然災害にも備える必要があります。今朝も志摩地域に大雨が降りました。これらの対応も考えていかなければいけません。

加えて、人口減少に対応するための総力を挙げた取組を加速する必要があります。ご

ざいます。

このような状況において、三重を一層元気にして、県民の皆様が笑顔で暮らしていけるようにすることが私の使命でありまして、安全・安心の確保を最優先としつつ、県内産業の一層の振興を図るとともに、人口減少などの課題に粘り強く取り組んでまいります。

次に、知事職を遂行していく上で留意する点についてお尋ねがございました。

今回の知事選においては、各党の皆様の御支援で当選させていただきました。そういう意味では、県民党としての知事であると考えております。

不偏不党の職務執行は当然のことと考えております。

その上で、私の行政展開の基本となるところは、ただ一つ、県民のためという軸を持つということでありまして。そして、ぶれないで遂行していくということでありまして。

新型コロナウイルス対応や危機管理など、県内で対立をしているときではないと私は考えております。

特に、人口減少の対応は、県と県との競争でありまして、県が一枚岩となって他県としのぎを削っていくものです。今後とも、県民の皆様のために誠心誠意努力していく所存でございます。

県議会の皆様は、県民の皆様のご信任を得て選ばれた県民の代表者でいらっしゃいます。県議会の議員と知事は、それぞれが県民からの負託に応える責務を負っていると考えております。

そのため、私としましては、二元代表制の下、県議会の皆様と緊張感のある関係を保ち、お互いに切磋琢磨しつつ、県政を推進する車の両輪として協力をし合いながら、県民の皆様の期待にお応えし、さらなる県の発展につなげていきたいと考えているところでございます。

〔40番 舟橋裕幸議員登壇〕

○40番（舟橋裕幸） ありがとうございます。

国においても、新しい総理大臣ができたりすると、ハネムーン期間なんかとよく言われます。

就任してしばらくの間は勉強したりする期間だろうということで、みんなが温かく見守る時期なんですけれども、一見知事においては、残念ながら、就任早々からコロナ禍真っ最中、同時に三重とこわか国体・三重とこわか大会はどうすんのやという判断を求められたり、また、年度途中ですから新年度に向けた予算の査定、それから県議会等の対応で、就任早々から全力疾走だなと見ておりました。

そういう面では心中お察し申し上げるところですから、頑張っていただけたらと思います。

では、次に新型コロナウイルス感染症対策についてお伺いします。

新型コロナウイルス感染症第5波も収束に向かい、9月末で緊急事態宣言が終了しました。

先ほどありましたように、引き続き県は10月1日から明日の14日までを三重県リバウンド阻止重点期間としました。

第6波は必ず襲来すると言われていています。

知事は、県民の暮らしを守ることを最重点課題として、新型コロナウイルス感染症対策として、コロナ対策大綱（仮称）を策定するとしています。また、私たち新政みえは、9月29日に新型コロナウイルス感染症に係る緊急提言その2を県に提出しました。

その内容も含め、今後、新型コロナウイルス感染症対策をどのように進めていくか、幾つかお伺いしたいと思います。

1点目は、保健所の充実です。

保健所の役割は多岐にわたり、入院、宿泊療養先の調整や、自宅にとどまる感染者の健康観察などの負担が重くのしかかり、接触者調査の縮小を余儀なくされた経過があります。それでも手が足りず、病状が急変してそのまま自宅で亡くなったり、保健所から連絡が来ない、電話してもつながらぬなどの声がありました。

感染者がまず頼りにするのは保健所です。これまで、所内の人員配置の見直しや、OB、他部局職員の応援、仕事の外部委託などで取り組んできましたけれども、職員は大変疲弊し、責任者はこれら職員や業務のマネジメントに大変苦慮してきました。

今後、専門職でなければ担えない仕事と、他の職員に任せられる仕事をいま一度整理し、業務の効率化や改善につながった工夫を県庁全体で共有化する必要があります。

一方、保健所は、小泉内閣以降、行政改革の一環で人員が削減されてきました。新型コロナウイルス感染症により、環境は大きく変わりました。当面の手当はもちろん、この間の反省を踏まえ、長期的な視野に立って組織のあるべき姿を探らねばなりません。

知事が所信表明で述べられたように、保健師の増員をはじめ、保健所を充実し、感染症対応最前線の充実強化が求められます。

加えて、本庁組織も新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染症対策課に加え、感染症情報プロジェクトチームや、入院・療養調整プロジェクトチームが設置されてきました。

今後のウイズコロナを見据えたとき、県の感染症対策を主管する組織も改めて再編設置する必要があります。

今後、感染症対策を行う本庁、地域機関の在り方について、知事のお考えを伺います。

2点目は、検査体制の充実です。

身近な人に新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合、濃厚接触者の

みならず、家族や周辺の人々は非常に不安になります。その不安を解消するため、検査体制の充実は必須であります。

しかし当初、積極的に検査を行ってほしいという声に県は消極的でした。将来、様々な場でワクチンパスポートや陰性証明書を提示しなければならない場合が発生してくるでしょう。

全ての検査を行政が行えというわけではなく、行政は行政検査や社会的検査を中心にいき、民間の力を借りて、不安な人にはいつでも誰でも検査を受けられる環境が必要と考えます。

6日の議会に対する新型コロナウイルス対策の説明において、ようやく県も検査体制を強化する意思がうかがわれるようになりました。

改めて、官民含めた検査体制の充実に向けたお考えをお伺いします。

3点目は療養体制の充実です。

自宅療養、言い換えれば言葉は悪いですが、自宅へ放置であります。入院調整中も含め、自宅療養者が8月31日、県下で最大値の4380人となり、自宅療養中の方が四日市市や伊賀市で亡くなる不幸な事案が発生しました。

余談ですが、万が一の災害時、自宅療養者はどこへ避難するのでしょうか。自宅療養者は隔離が原則です。避難所ですか、病院ですか、そのまま自宅でしょうか。このような対策も考えなければなりません。

家族感染が非常に多くなり、自宅では急な重症化に対応できません。

自宅療養者にはパルスオキシメーターが貸与されますが、数値が悪化したときは大変不安であります。対策として、在宅酸素療法や保健所が行ってきた自宅療養者の健康観察を代わって担う自宅療養フォローアップセンターが医師会、看護協会、薬剤師会の協力の下、東紀州地域以外の保健所によりやく開設されました。

これらの対策も大切であります。臨時応急処置施設や宿泊療養施設の充実・拡大が望まれます。

知事も、所信表明で整備の促進を述べており、期待するところであります。岐阜県は、自宅療養ゼロを目指し、実践して成果を上げています。なぜ、

三重県でできないのでしょうか。

医療崩壊を防止し、感染者を自宅へ放置しないためにも、臨時応急処理施設の開設や宿泊療養施設の充実・拡大などにより、入院調整中自宅療養ゼロの実現に向けたお考えをお伺いします。

4点目は医療体制の充実です。

国は、医療費削減を目指し、地域医療構想での公立病院の病床の削減を図ろうとしてきました。コロナ禍により、結論は先送りされていますが、県内対象5病院の病床削減は、いまだ白紙になったわけではありません。新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる際、公立病院中心の受入れを行ってきた経過を鑑みると、地域医療構想について県として国に対し、見直しの申出をすべきと考えますが、お考えをお伺いします。

加えて、新型コロナウイルス感染者に対して、発熱などの身体的症状と共に、孤独感や不安、不眠、焦燥感などの精神的な問題と後遺症対策も課題となっています。

精神科医師や看護師などによる患者の精神的ケアや後遺症に苦しむ人々の実態を調査し、救済対策を進めるべきと考えますが、そのお考えをお伺いします。

最後に、将来に対する備えです。

過去、インフルエンザやSARS、MERSに見られるように、世界では、10年に1度は感染症の大発生がありました。ならば、この感染症の大発生に対する備えが、自然災害対策と同等に求められるのではないのでしょうか。

地震・津波対策のように、住民を巻き込んだ訓練は必要ありませんが、感染症発生時の保健所や行政における図上訓練や、協力してもらえる医師や看護師の確保、感染症対応病院と病床数、宿泊療養を受け入れるホテルやベッド数等の登録制度を確立し、医療機器の確保状況など定期的に確認するシステムが必要ではないのでしょうか。

感染症が発生したとき、感染拡大の程度により、医療分野でどんな対応を取るか。そして、社会的にどのような対応を取り、支援をどうするかなど、



台風時のような感染症タイムラインを構築することが必要と考えますが、お考えをお伺いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） お答え申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策に関します本庁の組織体制につきましては、令和3年度の組織改正におきまして、コロナ対策の強化を図るために、従来の1課体制から、1課2プロジェクト体制に拡充いたしました。

あわせて、感染症対策の最前線に立って、日々、住民と接していただいて、重要な役割を果たしている保健所におきましても、職員定数の増強を行ったところであります。

こうした体制に加えまして、感染状況に応じて臨時的な応援体制を構築し、本庁と保健所の体制を強化してきたところでございます。

具体的には、兼務発令などによりまして、応援職員の配置を行うとともに、人材派遣会社の活用とか、会計年度任用職員の新規雇用による増員を行ってきたところでございます。

第5波におけます患者の爆発的な急増時において、さきに述べました臨時的な応援体制に加えまして、公益社団法人三重県看護協会の御協力によって、保健所の自宅療養に関するフォローアップ体制も強化できましたし、市町保健師の方々の協力体制を増強するといった形での人員確保に取り組んだところでございます。

ただ、改めて見直しますと、現場では、臨時的な応援職員の方々が専門的な判断を求められてしまうという難しいケースが発生しております。これまでの支援体制では、感染症対策に関する専門性とか即時性とか継続性を組織的に維持することは難しい、これは大きな課題だと考えています。

こういったことを踏まえまして、今後予想される第6波に備えまして、組織改正を含めた体制の強化について検討を進めてまいりたいと思っております。

検査体制の充実でございますけれども、行政検査に係ります検査能力につ

きましては、医療機関や民間検査機関の協力を得ることもありまして、1日当たり最大で8500件余の検査が可能となっておりますけれども、第5波のときは、患者がやはりすごく増えてしまいましたので、保健所業務が逼迫しまして、検体採取などの業務が実施できないというような事態に陥ってしまいました。

こうした状況を受けまして、検査に至ります調整業務、そうした保健所の負担を軽減するために、保健所へ人的派遣をしましたけど、必要な検査を充実するために、今後、民間検査を活用する仕組みをどんどん増やしていきたいと思っています。

具体的には9月22日から、保健所の採取した検体について、民間検査会社に委託するというのを始めています。それから、患者の急増時には、各事業所などの協力を得まして、速やかに濃厚接触者の特定が行えるような体制も整備しています。

加えまして、10月11日からは市中で無料の検査も実施するというようにして、検査体制はかなり進んできたかなという感じがいたします。

こういった第5波の反省を教訓にしまして、第6波に備えていきたいと考えています。

それから、自宅療養者ゼロの御指摘でございます。

私ども、入院医療に加えて、軽症者に対する宿泊療養や自宅療養を併用した療養体制を整備してきましたけれども、第5波では、先ほど申し上げたように、多くの患者が出られるということございまして、宿泊療養施設が足りなくなるというような状況も出ているところでございます。

臨時応急処置施設についても設けて対応してきたところでございますが、今それで足りるのかと、第6波に向けてこういう議論があるところ、承知しているところでございます。

結果として、第5波で多くの自宅療養者が発生する事態となったのも事実でございます。

今後予想されます第6波に向けて、第5波の反省に立って何をやるのかと

いうことをしっかりと考えていかないといけないと思っています。

徹底したワクチン接種などによって感染防止対策を進めていくと、これは基本にあるのは当然でございます。

あわせて、リスクの高い患者が確実に入院できる体制も整えていかなきゃいけません。

新たな宿泊療養施設を確保すること、これも重要だと考えています。その上で、自宅療養者を限りなく少なくするように取り組んでいくという姿勢を持って対応したいと思っていますが、患者が爆発的に増えてくると、やむを得ないところで自宅療養をお願いせざるを得ないということもあると思います。

岐阜県においても、第5波で自宅療養者が出たということも聞いています。ただ、それに甘んじることなく、今、準備を進めて宿泊療養施設、それから臨時応急処置施設を確保していきたいと考えているところでございます。

最後に御質問いただきました感染症タイムラインでございます。非常に重要な、貴重な御指摘をいただいたと思っております。

新興感染症につきましては、ウイルスによって取るべき対策が異なりますので、どういうふうな形を取ればいいのかってあらかじめつくっておくのは非常に難しいとは思いますが、ただ、準備はしておかなきゃいけないのは御指摘のとおりでございます。

現在、新型コロナウイルス感染症に関しては、国の指標に応じてモニタリング指標を作成しまして、ステージごとの対策をやっているというところでございますが、日々見直していかなければいけないと考えています。

第5波の反省で、第6波に関しては、感染拡大防止アラートというようなものをつくらうということで、今、検討を大至急やっているところでございます。

またアラートは入口でありますけれども、先ほど御質問いただきました答弁もさせていただきました宿泊療養施設だとか、あるいは酸素ステーションをどうやって整備して、どういった体制のときに投入していくのか、動かし

ていくのか、こういったことも考えていかないといけないと思っています。

いずれにしても、第5波で何が起きたのかを検証して、第6波でどうやっていくのか。特に重要なのは地域の医療関係者の方々との議論だと思っていますので、それをしっかりと進めていきたいと考えております。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一） 私のほうからは、地域医療構想の見直しを国に求めるべきではないかということについて御答弁を申し上げます。

地域医療構想につきましては、高齢化による人口構造、疾病構造の変化に対応するため、地域にふさわしいバランスの取れた医療提供体制の構築を目指し、これまで八つの地域に分けて、地域医療構想調整会議におきまして、地域の実情を踏まえた丁寧な議論を行ってきたところでございます。

今般の新型コロナウイルス感染症のような新興感染症等への対応につきましては、国は、令和3年5月に医療法を改正しまして、新興感染症等への対応に関する事項を次期医療計画に位置づけまして、感染拡大時の短期的な医療需要に対応していくこととしておりますが、一方で、人口減少、高齢化は着実に進みつつあり、地域医療構想の背景となる中長期的な見通しは変わっていない。地域医療構想については、病床の必要量の考え方など基本的な枠組みを維持しつつ、取組を進めていくという方針を示しているというところでございます。

しかしながら、国がこれまで再編統合について議論を進める必要があるとして、先ほど議員からも御紹介がございましたが、具体的対応方針の再検証を求めてきた公立・公的医療機関につきましては、新型コロナウイルス感染症患者等への対応におきまして中核的な役割を担ってきたという実情が示すように、地域医療構想の今後の取組につきましては、今般の新型コロナウイルス感染の対応も一定踏まえた議論はどうしても避けられないと考えてございます。

そこで、県といたしましては、国に対しまして、全国の公立・公的医療機関を再評価した上で、地域医療の充実に向けた医療環境を整備することを求

めていきたい。既に春の定例会議の際にも申し上げておりますが、今後も引き続き求めていきたいと思っておりますし、全国知事会におきましても、公立・公的医療機関等に係る地域医療構想について、新型コロナウイルス感染症対策に支障のないよう、慎重な対応を図ることを国に求めているところでございます。

本県における今後の地域医療構想の議論におきましては、平時の医療提供体制に加えまして、こうした今般の新型コロナウイルス感染症のような非常時における公立・公的医療機関等の果たす役割といった観点も織り込みながら、先ほど申し上げた次期医療計画も意識しながら、地域医療構想調整会議におきまして検討を進めていく必要があると考えているところでございます。

〔中尾洋一医療保健部理事登壇〕

○医療保健部理事（中尾洋一） それでは、患者の方への心のケア、それから後遺症の把握につきまして答えさせていただきます。

令和3年2月に感染された方を対象としたアンケート調査を実施しております。その結果、退院及び療養終了後においても、約4割の方が嗅覚障害やせき、倦怠感、味覚障害など、何らかの症状に悩まされているということが明らかになったところでございます。

また、約7割の方が、家族等の生活に関する不安でありますとか、家族や友人など、身近な人に感染させていないかといった何らかの不安を感じていることが分かっております。

このような不安を感じられている患者の方への心のケアにつきましては、三重県こころの健康センターが感染者や御家族に向けて作成したチラシをお配りするとともに、同センターや保健所等において相談に応じているところでございます。

主な相談内容としましては、自分が感染したことや家族に感染させたことへの苦悩であったり、近所や学校において誹謗中傷を受けることへの恐怖、職場復帰できないことへの焦りや解雇されることへの不安等でありまして、これらにつきましては関係機関と連携を図りながら、できる限り必要な支援

を実施してきたところでございます。

今後とも引き続き患者に寄り添った相談に応じていくとともに、新型コロナウイルス感染症の正しい知識の普及啓発にも努めてまいりたいと考えております。

また、感染症の流行やその影響に起因するストレス、不安に関する相談等に適切に対応できる指導者を養成するため、今年度、厚生労働省が新たに実施する心のケア相談研修を保健師が受講することになっておりまして、相談対応の充実を図っていきたいと思います。

一方、この夏からは、感染力の強いデルタ株への置き換わりが進んだことによりまして、県内でも患者が急増するとともに、若年層への感染拡大など、これまでとは異なる状況が多く見られました。

そこで、今後改めて新型コロナウイルス感染症と診断された方を対象に、感染後の症状でありますとか、不安に感じたことなどについてアンケート調査を実施し、実態把握に努めていきたいと考えています。

〔40番 舟橋裕幸議員登壇〕

**○40番（舟橋裕幸）** 2年間のコロナ禍を見ておりますと、5回の波に襲われました。第1波が来て、落ち着いていくと、よかったね。少し人の動きがまた活発になって、また増えてというのを繰り返してきました。

それに伴って、当然行政として、保健所を中心とする医療などの環境も整えてきた。いわゆるおなかが痛くなってきたから薬を飲むとかという対処方針でずっと来たということになると思うんです。

ただ、5回も経験したんですから、その経験というのは非常に大切であります。それに基づいた対策を、今少し落ち着いている時期だからこそ、きちっと将来に向かって構築していかなければならないなと思います。

先ほども話がありましたように、検査体制ですけれども、結局どんどんどどこコロナ禍が拡大していくと、検査体制が追いつかない。

たしか早い頃にも、三重県で検査は6000件できますよ、というお話がありましたけれども、現実1週間で割ってみると500件ぐらいしかしてへんやん

かと。もっとできやんのかと随分言ったんですけれども。なかなか、結局はその頃はやっぱり検査が一つのボトルネックになり、それが保健所であった。だから保健所についてもう少し拡充・拡大をしてくださいとあって、行政もいろんな人員配置や何やかあの努力はさせていただいてきました。

だから、こういった時期ですから、やっぱりしっかりとした将来を見据えるために、とりわけ知事は、危機管理の経験が豊富でございます。

危機管理の要諦というのは、やっぱり最悪のケースを想定して準備をするというのが大切だと思っています。

だから、このコロナ禍においても、今まで経験した中で推測できる最悪のケースを想定した上で、準備をしていくことが大事だろうと思っていますし、それを期待しています。

ただ、最悪のケースを想定して、病院のベッドをずっと空けておいてくれとか、ホテルを確保するとかといったら、国も県も財政的にもつわけがありません。

そういった意味では、ステージ1、ステージ2、どんどん悪くなってくるごとに対応できるような手順をつくっておいたらどうですかということで、タイムラインの発想をし、提案させていただきました。

知事が大綱をつくろうとしてみえるようですので、ぜひともやっぱり最悪の事態を想定した中で、この時期は何をしていくんだということ。それは、感染症の種類に応じて対応は違うかもしれませんが。しかしながら、共通的なものはあるわけですから、そこら辺を十分考慮の上、そういう大綱なり、タイムラインをつくっていただきたいなと思っています。

医療体制を中心に今回申し上げましたけれども、新政みえの、先ほど紹介しました緊急提言その2には、子どもたちの安全・安心な環境の一層の整備促進と雇用の確保と事業継承支援についても触れておりますので、その内容も十分お含みおきいただきながら、新型コロナウイルス感染症対策をしていただきたいと思います。

あと、保健師の問題ですけれども、ちょうど20年前の小泉内閣のときに、

地方交付税の算定基礎の数字を見ておきますと、2001年は、保健師は170万人規模が都道府県団体の基本だそうですね。そこで、355人であったと聞いています。これが2020年になりますと261人、26.5%、つまり4分の1の保健師が削減されちゃったということになるわけでございます。

これではあかんやろうという国会の議論もありまして、ようやく総務省でも、令和3年、令和4年に対して、170万人規模の県においても、12人ぐらいは増やしていいですよと、地方交付税で面倒見ますよという話が来ています。

現実、三重県も、来年3月に退職される方は、保健師3人ですけれども、8名の合格を今打たれていると聞いていますので、その8人の方が県に採用されることと同時に、それは5人増えるだけですから、令和4年度についても同様の考え方を継承していただきたいと、総務部長に特にお願いしておきたいと思っています。

続いて、国体に入らせていただきます。

三重とこわか国体・とこわか大会についてお伺いいたします。

鈴木前知事は、本年の三重とこわか国体・とこわか大会の開催について、8月26日に開催中止を決定しました。

決定後30日以内に延期か中止の判断をし、日本スポーツ協会などと協議しなければならず、一見知事は6年後への延期申請を断念しました。

知事就任後1週間で、国体の延期か中止という苦渋の決断を求めることは、本当に酷なことであつたろうと思います。

本来ならば、越権行為と言われるかもしれませんが、鈴木前知事が判断して申し送るべき案件です。鈴木前知事は、本年開催中止という良いとこ食いをして、ツケを後任の一見知事に払わせたと言っても過言ではありません。もう少し時間があればと悔やむところです。

さて、9月22日の全員協議会への提出資料、非常によくできています。中止に向けての説得力があります。言わば行政マン得意のできない理由書でございます。



国体開催の効果から始まり、今までの準備状況や投資内容、スポーツ団体、市町、学校などへの延期か中止に関わる意向確認結果、6年後に開催する場合の開催経費や人的負担など具体的数字も入れ、理路整然としています。

そして、結論は、時間がない、金がない、市町や学校の協力がいないので、延期申請を見送るとあります。

県を意思を表に出さず、かつ国体を中止に導くために作成したこの資料は、ある面では無責任であり、主体性のなさを感じたところです。

また、延期を求めたスポーツ団体や市町、経済団体などに対し、配慮に欠ける資料ではないかと感じました。

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会での知事や副知事の発言にありますように、何とか延期したかったというのであれば、まず県の思いがあって、県庁での議論や経費削減の努力、消極的な市町や学校との協議などを行った経過も含めて報告すべきであります。

そこで、中止に至った経過についてお伺いしたいと思います。

知事は就任1週間での判断ですので、10年間開催に向けて関わり、知事が頼りとする両副知事は、延期または中止の判断について、どのような立ち位置、思いでこの議論に参加されたか、お伺いしたいと思います。

〔廣田恵子副知事登壇〕

○副知事（廣田恵子） 両大会の延期可否の判断に当たって、副知事はどのような立ち位置や思いで、新知事を支えたのかという御質問でございます。

両副知事という御質問でございますが、代表して私から答弁させていただきます。

国体は、地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与する国内最大のスポーツの祭典であり、全国障害者スポーツ大会は、障がいのある選手が競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、障がい者の社会参加の推進に寄与する大会でございます。

そのため、両大会の開催に向けて、10年の長きにわたり、市町、競技団体、企業、ボランティアなど、多くの関係者の御支援、御協力をいただきながら、

オール三重で取り組んできたところです。

私自身も、県民の皆様が開催してよかったと思ってもらえる両大会にしたいという強い思いで、教育長として、そして副知事として関わってまいりました。6年後に延期される場合も同じ思いで、県民の皆様にとってよかったと思っていただける大会にしなければいけないと考えておりました。

このため、6年後の両大会も、県民の皆様的心里に残る大会にするためには、運営のノウハウを生かすことが最善と考え、現行の会場地を変えることなく、市町や競技団体、関係団体等の意向を確認いたしました。

また、新知事には、就任直後の10日間程度で重大な判断をいただくこととなるため、判断に必要な情報を取りまとめ、全体像として示せるように準備を進めてまいりました。

一見知事からは、選手や競技団体、市町などの関係者、そして県民の皆様のことを思い、延期して開催できる方法がないのかという指示を受けておりました。

このため、その思いに応えられるように、延期する場合の大きな課題となった会場地の再選定や県における財政負担などについて、できる限り、市町や関係部局と話をしてきたところでございます。

しかしながら、限られた期間の中で、確実に延期開催が可能と判断することは困難であったことから、両大会の延期申請を見送ることとなりました。

本来であれば、選手や競技団体の皆様、市町の皆様、県民の皆様の声をしっかりとお聞きしたかったところではございますが、1か月という期間で調整できなかったことは残念な思いでいっぱいでございます。

現在、担当部局において、競技団体や市町、就職支援や募金・企業協賛で御協力をいただきました企業・団体を訪問し、これまでのお礼を述べるとともに、競技団体や市町に対しては、今後の三重県のスポーツ振興の在り方について御意見を伺っているところでございます。

こうした皆さんの意見をしっかりと受け止めて、本県スポーツの普及・発展に向けた今後の取組を検討していきたいと考えております。

[40番 舟橋裕幸議員登壇]

○40番（舟橋裕幸） 決まったことは仕方がないですから、これから先の話質問させていただきたいと思います。

本年開催に向け、選手の育成・確保に努めたスポーツ団体、先ほどもお話がありましたけれども、選手の採用や資金援助をいただいた企業、大会を支える競技補助の生徒やボランティア、開催の主体となる首長や県職員・市町職員の皆様へは、あの資料を配付して終わりではなく、丁寧な説明と、今までの努力や協力に対する感謝の意を表すべきと考えますが、先ほども副知事がお答えいただきましたけれども、どうするのかは、改めてお答えいただきたいと思います。

最後に、スポーツ団体に対する対応を伺います。

スポーツ団体の失望は計り知れないものがあります。県民の皆様の信頼が最も大切と考える知事にとっても、中止はスポーツ団体に対し、つらい判断だと思います。

国体という大きな目標があつてこそ、県も多額の支援を行い、各スポーツ団体は高いモチベーションを維持してきました。知事は、今後のスポーツ振興の在り方を真摯に考え、その取組を具体化すると決意を述べています。

そこで、一度折れた心に改めて火をともし、今後、三重県のスポーツをどのように振興していくか、お伺いいたします。

また、財政面で、今まで国体に向け多額の選手強化費が支出されてきました。22日の全員協議会で、来年の栃木国体で10位以内を目指すことと辻局長は答弁しています。

ならば、三重とこわか国体以前と同様に、選手強化費は当面維持されるのでしょうか、お伺いいたします。その際、本年の三重とこわか国体・三重とこわか大会の中止に伴う余剰金の活用を求めます。

津市が先んじて実行したように、全額を使い切るのではなく、一般財源へ繰り入れるのではなく、スポーツ振興基金へ繰り入れて、今後のスポーツ振興に使っていただくよう、これは要望しておきます。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） お答え申し上げます。

三重とこわか国体・三重とこわか大会の延期の可否についての判断、全てこれ、知事たる私の責任でございます。その判断を行うに当たっては、先ほど答弁申し上げましたが、廣田副知事、辻局長、しっかりと支えてもらったという認識を私は持っております。

ただ、残念なことに、三重とこわか国体・三重とこわか大会、6年先への延期というのはいけませんでした。

10年間にわたりまして、各市町、それから競技団体、企業や各種団体、学校、ボランティアの方々、県民運動に参加していただいた県民の方々、本当に多くの皆様に御協力いただいて準備に取り組んできたのですが、それだけに、今回中止を判断するというに至ったこと、延期を見送らざるを得なかったことにつきましては、誠に残念であり苦渋の決断であります。

御協力いただいてまいりました皆様には、やはり感謝の気持ちをしっかりと持つべきだと思っています。

今回は限られた時間ございまして、丁寧な説明もできておりません。これは私、じくじたる思いであります。これまでの経緯等を丁寧に説明して、感謝の気持ちとともに、こういった結論に至ったことについて、御理解を求めていかなければいけないと。さらに言えば、先ほど議員が御指摘のように、これから先どうしていくか、丁寧に話をしていけないといけないと思っています。

既に事務的には、10月の第1週からですが、各団体を回りまして、企業も回っておりまして、中止の経緯でございますとか、競技意欲の継続に当たった課題を共有し始めているところでございます。

私自身も、あらゆる場面を使って説明をし、感謝の気持ちを伝えていきたいと思っています。

特に、その気持ちをしっかりと伝えていかなきゃいけないのは、アスリートの皆さんだと思っています。一番残念なお気持ちをお持ちだと思います。

さらには、競技団体の方々ということでございますので、そうした努力を続けていきたいと思っているところでございます。

私自身、9月22日の競技団体の皆さんへの説明会、出させていただきます。また、24日の三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会総会でも御説明をさせていただきます。これまでの取組に関する感謝と延期断念に至ったことに対する無念の気持ちというのを御説明申し上げたところであります。

出席された皆様からは、この三重県で開催をする三重とこわか国体・三重とこわか大会、これがどんなに大事なものか、スポーツ振興に対する熱い思い、これを各団体の皆さん本当に語っていただきました。じかにその声に触れて私はよかったと思います。そうした思いをしっかりと受け止めなければいけないと考えているところでございます。

また、子どもたち、高校生をはじめとする演者の皆さんが総合開・閉会式の式典演技をするということで、長い時間をかけて練習されたとも聞いております。そういったものを実行委員会にお願いして、作品として制作していかなくちゃいけないということも考えているところでございます。皆さんに少しでも喜んでもらえる部分があれば、それを実施していきたいとも考えています。

また、企業や団体の皆さんは、寄附や協賛だけではなくて、選手の雇用もやっていただきました。市町の皆さんも、限られた予算や人員の中で工夫を凝らして、両大会の開催について努力をしてもらいました。何よりも県民の皆さん、しっかりとやっていただいています。そういった方々に感謝の気持ちを伝えていきたいと考えておるところでございます。

続きまして、三重県のスポーツ、どうやって振興していくのかというところでございます。

私もスポーツをやってきた人間でございますので、スポーツが人格形成に与える影響、これは常に感じているところでございます。スポーツは、人生にとって非常に重要なものだと考えておるところでございます。

今、両大会の延期が難しいということで、アスリートの皆さん、お気持ちを今すぐ切り替えるのは難しいと思いますが、少しでも前に向かって進んでいただけるように、努力してまいりたいと思います。

10月10日、伊賀市で行われましたプレナスなでしこリーグ1部の試合、伊賀FCくノ一三重の試合を見てまいりました。激励してまいりました。

伊賀FCくノ一は、三重とこわか国体での国体3連覇をかけておりましたが、その願いはかないませんでしたけれども、10月10日の試合を見せたいただきましたところ、やっぱりチーム一丸となって競技力を磨いてきたその成果が存分に発揮をされまして、リーグ優勝も決めましたし、当日のホームゲームの最終戦でも強豪であります日体大FIELDS横浜の選手を相手に圧倒的な勝利、4対1でございますが、収められました。ダイビングヘッドも見せていただきました。サッカーをやってきた自分としては、競技力、かなりレベルが上がっているなど感じまして、感動を禁じ得ませんでした。

三重とこわか国体、これは中止になりましたけれども、今、代替大会について10以上の競技で開催が進められていると聞いております。そういった競技大会を通じて、培ってこられた競技力を十分に発揮していただきたいと考えているところでございます。

また、来年度開催される栃木国体では、競技団体や選手の皆さんと共に、オール三重で活躍ができるようにサポートしていきたいと考えております。

いずれにしましても、今後の三重の競技力向上とスポーツの振興に真摯に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

〔辻 日出夫地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長登壇〕

○地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長（辻 日出夫） 選手強化費について、これを維持されるのかという御質問でございます。

県では、これまで三重県競技力向上対策本部の中で、令和3年度の三重とこわか国体で天皇杯・皇后杯の獲得を目指すということと、翌年令和4年度は、栃木国体で天皇杯10位以内を目標に掲げ、大会終了後も安定した競技力の確保を目指すこととしておりました。

このような中で、このたび、三重とこわか国体の中止決定や延期申請断念により、選手の皆さん、競技団体の皆さん、それぞれにおかれましては、大きな喪失感を持たれているのではないかと思います。

しかしながら、これまで三重とこわか国体に向けて、選手の皆さんや競技団体、指導者の皆さんが長年の強化活動を行っていただいて、本県の競技力は着実に向上しております。かつて天皇杯順位は40位台であったものが、一昨年の茨城大会では14位というところにまで押し上げていただくようになりました。

今回三重とこわか国体は中止になりましたが、来年の栃木国体での目標を、これによって変えることはないと思っています。

三重とこわか国体に向けて培われてきた本県競技力を大切にして、競技団体選手の皆さんと共に、改めて栃木国体では天皇杯10位以内を目指したいと考えています。

そして、その支援を行うための予算は、一生懸命確保に向けて取り組んでいきたいと思っています。

〔40番 舟橋裕幸議員登壇〕

**○40番（舟橋裕幸）** この三重とこわか国体・三重とこわか大会のバッジ、今日を最後に外させていただきます。死ぬまで大事に残しておきたいと思いません。

予算のことは、恐らく要望するだけで、決めるのは総務部長ですので、よろしく願いを申し上げたいと思いますし、スポーツに関わってきた知事ですから、スポーツ振興についてないがしろにすることはないだろうと思いますので期待しておきたいと思います。

ただ国体というのは、スポーツ団体だけが元気になる、県民だけが元気になるわけじゃなくて、やっぱり経済効果というのも随分言われてきたわけですよ。このコロナ禍であった今年の7月段階での百五総合研究所がこれは中止になる前の話ですけれども、1022億円の経済効果を報告しています。

そういった意味では、6年先にリベンジを考えておったホテルとか輸送機

関、残念やったろうなと思います。当然その業種だけじゃなく、お土産物屋とかいろんな食堂とかあろうかと思いますので、新型コロナウイルス感染症で疲弊した業種というのもたくさん、後で言いますけどありますが、同時にこの三重とこわか国体の中止によって、とばっちりを食らったというか、えらい目に遭った業種についても、それなりに今後配慮をしていただきますようお願いしておいて、最後の質問に入りたいと思います。

最後に、6日の知事所信表明及び知事の選挙時の討議資料や政策ビラにあります五つの三重の姿から、幾つかお伺いいたします。便宜上、知事選挙における資料を政策集と呼ばせていただきます。

選挙での政策集は、おおむねお題目の羅列であります。要は、やっぱり実現に向けた政策・施策が重要であります。

知事は県政150周年を迎える2026年を見据え、みえ元気プラン（仮称）を策定すると伺っています。みえ元気プランの個々の具体的内容については、今後の議論となりますが、先んじて幾つかの課題についてお伺いいたします。

安全・安心な三重についてお伺いします。

知事は海上保安庁などの経験を生かし、危機管理体制を一層充実させると述べています。

野呂元知事時代、伊勢湾台風50周年を記念して風水害対策の充実を図りました。鈴木前知事のときには、就任直前の東日本大震災を教訓として、地震・津波対策に注力してきました。

防災計画、防災対策、訓練、いずれも三重県は他県よりも頑張っているんだろうと私は思っています。

危機管理の原則は、疑わしきときは行動する。最悪の事態を想定して行動する。見逃しは駄目だが空振りはオーケーでございます。

様々な計画など、ハード事業は財政上の問題があって当然道半ばでありますが、それを補うソフト事業の強化・充実が重要であり、防災の専門家も訓練でできないことは実際にできないと言っています。

国の経験を生かし、今後の県の防災対策をどのように充実させていくおつ



もりかお伺いします。

次に、平和政策についてお伺いします。

人類にとって最大の不幸は戦争であります。人権じゅうりん、環境破壊、生命・財産の略奪など、枚挙にいとまがありません。知事は5年間、海上保安庁で戦争と平和の境界の最前線で勤務され、平和を希求する思いは人一倍と推察されます。

世間では、軍備を増強し、抑止力競争をあおる人たちがいます。一方、アフガニスタンで、35年にわたり人道支援に取り組み、残念ながら銃弾に倒れた中村哲医師は、2001年衆議院国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会では参考人として招致された際に、自衛隊派遣を有害無益と述べるとともに、パキスタンの失業医師の人材活用、日の丸を貼った物資支援を提案しました。私も、戦争を回避するのは無意味な武力競争ではなく、外交と人道支援と信じています。

知事の平和政策についての思いを語っていただきたいと思います。

二つ目のにぎわいのある三重についてお伺いします。

コロナ禍は格差を助長しました。コロナ禍による被害産業は、農林水産業であったり、観光産業でございます。また、人々の生活においても、小口貸付融資が増大するなど、生活者の強者と弱者の格差が開いたのもコロナ禍でございました。

そういったコロナ禍で疲弊した美し国三重の県南部の農林水産業、観光業に対する支援について、基本的なお考えをお伺いします。

加えて、知事は、強力な観光誘致の実施と県産品の売り込みを行うとして、鈴木前知事が同様の目的で三重テラスを東京都日本橋の一等地に平成25年に開設し、毎年約1億円の予算を投入してきました。8年が経過しますと少し曲がり角になっています。知事は、今後の三重テラスについてのビジョンをお持ちでしたらお伺いしたいと思います。

最後に、未来を拓く三重から県立大学設置の検討についてお伺いします。

鈴木前知事から宿題として、県立大学設置検討があります。過去三重県は、

県立の医学部や水産学部を国立三重大学へ移管しました。また、私立の松阪大学や皇學館大学社会福祉学部は廃校になりました。

加えて、今春、大学入学者の定員割れをした4年制私立大学は46.4%、277校との報道もあります。これらは、大学経営の難しさを物語っています。

県内高校生の大学進学者収容力の低さは確かに問題と考えます。しかし、私は、若者の県内定着の方法として、県立大学の新設が解決手段とは考えていません。

県立大学設置について、知事の御所見をお伺いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） お答え申し上げます。

三重県では、必ず起こる南海トラフ地震や、頻発しております台風や集中豪雨などの自然災害から県民の皆さんの命と財産を守るというために、市町、防災関係機関と連携して、防災・減災対策を推し進めてきたところであります。

今朝も志摩市で大雨がありまして、私のところに何度も電話、それからメールも来ております。しっかりと情報共有ができる体制は整っていると考えておるところでございます。

9月18日に、土曜日でありましたけど、台風14号が三重県を横断するということがございました。その場合は私も出勤しまして、職員の活躍をこの目で見たところ、激励もさせていただいたところがございます。

SNSとかAIを活用した情報システムを導入しているというのは、三重県、頑張ってかなり進めているなど感じたところがございます。

私は、海上保安庁とか、それから福知山線事故を経験したのは鉄道局でございましたが、さらには福岡空港のハイジャック対応も航空局で行ったりしておりました。

そういった経験を基に、三重県の防災・減災対策を検証したいと考えておるところでございまして、まだ、検証は途中でございますけれども、そうした目で見ていますと、例えばリエゾン、これは災害が起こったところにリエ

ゾーンを派遣しなきゃいけないんですけども、その時期だとか、職員のレベルをどうするかだとか、そういった基準は、まだもう少し明確にしていかなきゃいけない部分があるななどの改善点に気づいたところでございます。

私の経験上、災害発生時に、最も重要なのは初動対応であると考えておりまして、迅速に初動体制を確立して、情報の収集、分析など、先手、先手で行っていくことが重要でございます。

議員が御指摘のように、危機管理の要諦は最悪を想定すること、これはおっしゃるとおりであります。私も想像力というのは一番大事だと思っていますので、それを胸にしなから、今後も災害対策の体制の見直し、拡充、進めていきたいと思っています。私自身が職員の先頭に立って、減災・防災対策に臨んでまいります。

続きまして、平和についての御質問がございました。

戦争は、都市とか自然環境を破壊するだけじゃなくて、我々にとって最も大事な人命、財産を奪い尽くすものでありまして、政治に携わる者としては、絶対に回避しなきゃいけないものだと考えております。

その回避のためには、平時からの国際交流も必要でございます。外交面において、あらゆる手だてを講じるということが重要だと考えています。

武力については、抑止力、そして最終手段として保有する必要があると考えていますが、その行使については、限定された条件の中で認められるものだと考えております。

私は5年間、海上保安庁で勤務をして、その期間の中で平和安全法制の策定にも携わってまいりました。その経験で申し上げますと、海上保安庁という機関は、国と国の軍事力が正面から激突することを防ぐショックアブソーバーでありまして、その意味で平和の皮膜というような組織でございます。

平和安全法制の策定当時、領域・領海警備に自衛隊を活用するという案が議論されたことがございましたが、海上保安庁は一貫してそれに反対をし、結果において、平時から自衛隊が活動し、偶発的な武力衝突という事態は避けられたものと考えておるところでございます。

さきの大戦では、約310万人に及ぶ日本人、同胞の貴重な命が失われました。

私は今年8月に伊勢市で開催されました非核・平和空襲展を見せていただきました。戦争は回避しなければならないという思いを新たにしたところでございます。

戦争の犠牲になるのは、常に弱い人たちであります。また、その人たちを守るために、さきの大戦においても、特攻で散っていった若い命もあります。

私は知覧の特攻平和会館におきまして、特攻に向かう夫を未練なく送り出すために、幼子と共に自死を選んだ若い妻、昼間は国のためと口にしながら夜にはふるさとの両親を思い、布団の中でおえつをこらえる10代の若者、そうした人々の手紙や写真を拝見して涙が流れるのを止めることができませんでした。そういった悲惨な状況は、戦争では幾つもあると考えています。

いずれにしても、戦争をするのも、止めるのも政治次第であります。戦争の回避は政治家の覚悟にかかっていると思いますので、私はそういう思いを、今後も持ち続けていきたいと思っております。

続きまして、県南部の農林水産業、観光業に対する支援についてでございます。

農林水産業に関しまして、私は選挙期間中、県内各地、とりわけ県南部の生産現場を体験させていただきました。コロナ禍における影響など、地域の皆さんから様々な声をお聞きもいたしました。改めて、農林水産業は、三重県にとって土台となる重要な産業であると強く認識したところであります。

こうした中で、農林水産業の経営安定に向けて、生産の体制や基盤の強化に取り組む、これが重要でございます。

またコロナ禍の中でも、県内消費拡大のためのキャンペーンなども行い、新型コロナウイルス収束を見据えて、魅力溢れる三重県の農林水産業を強力に売り込む必要があるとも考えているところでございます。

観光業につきまして、緊急的な経営支援、感染防止対策への支援などを行ってまいりました。また、県民を対象とした旅行割引クーポン事業、第2

弾を10月15日から開始いたしますが、そういったことも実施してきたところでございます。

しかしながら、観光産業も農林水産業と並んで、依然として厳しい状態にございます。今後ともしっかりと支援をしていかなければいけないと思っ  
ているところでございます。

観光業に関しましては、これから自然観光、あるいはグリーンツーリズム、ブルーツーリズム、こういったものが盛んになると想定していますので、拠点型観光、どこかに宿泊をし、長期間の観光をするということが重要かと考えておりました、そういった方向で施策を打っていきたいと考えています。

また、御指摘のありました三重テラスにつきましてでございますが、私も東京に住んでおりましたときに、三重テラスはよく利用させていただきました。レストランで三重の地酒や海の幸のパスタや伊勢茶のドルチェなども味わいました。

今年度、平成30年度から始まりました三重テラスの第2ステージの4年目でございますので、見直しをするということで検証を進めているところでございます。

三重テラスにつきましては、そういった検証の結果も含めてどうするのかというのを検討していかなければいけないと考えているところです。

三重テラスは非常に魅力的な場所だと、私、東京に住んでいて思っていますけど、残念ながらその良さがまだまだ知られていないということも考えているところでございまして、三重の魅力をアピールするための努力が必要だと考えております。

最後に、県立大学についての御指摘をいただきました。

令和2年の住民基本台帳人口移動報告によりますと、三重県の転出超過数は4311人ということで、その8割以上を若者が占めております。

その要因は進学や就職に伴うものでございますので、県内の大学に進学する学生は約4割にとどまるということでございます。

ただ、全国的には地元大学に進学した学生の方が地元への就職を希望する傾向が高いという民間の調査結果がありますので、こういったことを踏まえますと、県立大学というのは人口減少を食い止める一つの方策になり得るものだと考えておるところでございます。

一方、県立大学を設置するためには幾つかの検討すべき項目あるとも考えてございます。

一つは、県内企業との連携をどう図っていくのかということ。さらには、コストがやっぱりかかりますので、その具体的なコストを試算した上で、県民の皆様の御意見も聞いていかなきゃいけないということ。三つ目は、ほかの公立大学などの事例をちゃんと調査しなきゃいけないと考えています。

いずれにしても、しっかりと調査検討を進めて総合的に判断していきたいと考えているところでございます。

〔40番 舟橋裕幸議員登壇〕

○40番（舟橋裕幸） ありがとうございます。平和に対する政治家としての覚悟、十分承らせていただきましたし、テレビを通じて見てみえる方についても伝わったんじゃないかなと思っています。

あと1分ありますので、幾つかお願いだけしておきます。

一つはみえ元気プラン。今までの総合計画は、大体4月から始まって、1年後に実施だったと。今回は半年しか時間がありません。来年の4月から始める御予定ならば、非常にタイトなスケジュールになります。そういった意味では、しっかりした計画をつくっていただくのは当然ですけども、議会と十分議論をする場を必ず用意していただくようお願いしておきたいと思っております。

それから、知事の政策集にはよく聴政という言葉が出てまいります。いろんなことを聴いて、聴いて、聴いてというお言葉ですけども、県民の声、団体の声、十分聞いていただきたいと思っております。

ただ知事は、三重県という行政体の社長でもありますので、そこに働く職員、訓示で部下じゃなくて仲間ですよということを述べたというのは新聞で

見ていますけれども、やっぱり、職員の声を十分聞いて、やりがいのある行政を進められる環境づくり。とりわけ、学校の先生と、知事部局は組合もありますんで、そこら辺の話も聞いたっていただきたいなと思います。

最後に、北川元知事のときには、片仮名がすごい濫用されたんですよ。事務方で北川片仮名单語解説集なるものがアングラで回っていましたし、総合計画の裏には必ずついていました。

一見知事は、古典、古文の出典が多いですけども、私、高校で物理や数学は得意だったんですが、古典、唯一の赤点なんですよ。これから僕でも分かるような表記もしていただくこともお願いして質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

## 休 憩

○議長（青木謙順） 暫時休憩いたします。

午前11時12分休憩

---

午前11時20分開議

## 開 議

○議長（青木謙順） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 代 表 質 問

○議長（青木謙順） 代表質問を継続いたします。46番 中森博文議員。

〔46番 中森博文議員登壇・拍手〕

○46番（中森博文） おはようございます。

まずは、一見知事におかれましては、このたびの知事御就任、誠におめでとうございます。よろしく願い申し上げます。

早速ですが、知事の所信表明からですね。ありました県民性の認識について、温和で優しい一方、積極性に欠ける嫌いがあると述べられたのでありま

すけれども、私のことかなと、このように思いまして、これも笑いのところ  
ですけれども。

それでは、自由民主党会派を代表させていただいて、名張市選出の中森博  
文でございます。議長のお許しをいただき、お願いいたします。

さて、質問に入る前に一言、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、  
県内感染者数は累計で1万4700人を超え、お亡くなりになった方は163人と  
なっております。改めて哀悼の意を表するとともに、感染されました皆様  
方には心からお見舞い申し上げます。

また、医療機関や関係者の全ての皆様方に感謝と敬意を表し、一刻も早い  
収束を願うところでございます。

さて、質問の第1でございますけれども、三重県政推進のリーダーとして  
と題しまして、知事の政治姿勢についてお尋ね申し上げます。

知事は、さきの所信表明で、これからの三重づくり、新型コロナウイルス  
感染症対策、防災・減災、国土強靱化、医療・健康、各産業の振興、道路整  
備、教育、スポーツの推進、福祉、ダイバーシティ社会の推進、脱炭素社  
会・デジタル社会の推進、人口減少対策など数十項目にわたりまして、幅広  
く、満遍なく、かつ丁寧に述べられております。

本日は、中でも、特色あるもの、知事の政治姿勢に関するものに絞って質  
問させていただきたいと存じます。

また、先ほど舟橋議員からの質問もありましたので、重複を避けたいなど  
思うところでございます。

まず第1は、岸田新内閣に期待するものと題しまして、国政に何をどう期  
待するのかについて質問させていただきたいと思えます。

実は、今から約3年余り前、平成30年5月26日ですけれども、私は当時、  
自由民主党三重県支部連合会の幹事長を仰せつかっておりまして、青木議長  
が県連の政調会長をしていただいております。

当時の県連会長、岸田派の三ツ矢憲生衆議院議員の肝煎りで、年間の大き  
な行事であります政経セミナーの開催に当たりまして、講師に決定していた



だいたわけであります。

そのときの様子ですね、パネルで用意させていただきたいと思います。

(パネルを示す) このときの写真でございますが、講演は、人間味あふれるお人柄、地方創生の原点とも言える、感動する内容でございました。また引き続き、膝を交えた楽しい懇談の場もあったわけでございます。

さて、去る10月4日は、岸田文雄第100代内閣総理大臣が指名されまして、岸田内閣新体制、新時代共創内閣がスタートしました。

また、10月6日、我が県議会本会議場、知事所信表明の中で、新型コロナウイルス感染症対策や地方振興に必要な経済対策など、新内閣への期待が述べられたところでございます。

そして、10月8日、衆議院の本会議で、岸田首相就任初の所信表明演説がございました。新型コロナウイルス感染症対応では、司令塔機能の強化や人の流れの抑制のための法改正を挙げたほか、新しい資本主義や成長と分配の好循環を実現すると表明されておりました。

最後に、早く行きたければ1人で進め、遠くまで行きたければみんなで進めということわざを紹介されまして、自由民主党総裁選挙で高市早苗氏が使用していた言葉、私は日本人の底力を信じていますと締めくくりされたところでございます。

いよいよ明日、衆議院が解散されると聞いております。また、19日に総選挙が公示され、政策論争が展開され、10月31日、国民の審判が下されることとなってございます。

そこで、地方自治体の長として、岸田新内閣に期待するものについて、改めて御所見をお伺いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） お答えをさせていただく前に、中森議員の温和で優しいところは、衆目の一致するところだと信じておりますし、積極性については常に敬服をするところでございますので、私が所信表明で申し上げましたのは中森議員のことではありませんので、申し上げたいと思います。

お答え申し上げます。

10月4日に岸田新内閣が発足いたしました。日本を、特に地方を元気にする政権運営に期待するところでございます。

総理が総裁選の途中でおっしゃっていました、地方こそ主役という方針を掲げておられたということにつきましては、地方行政を預かる身として非常に頼もしいと考えているところでございまして、深く敬意を表しております。

新内閣では、国難であります新型コロナウイルス感染症による危機に対しまして、常に最悪の事態に備えて対策を講じるとされておられます。

全国的に感染状況は改善の傾向にありますけど、今後も次の波にしっかりと備えていかなければいけないということでございまして、その対策として、感染拡大防止策をはじめとして協力金などの財源の確保、ワクチン接種の加速、医療提供体制の充実強化、さらには治療薬の開発などについて、スピード感を持って講じていっていただきたいと考えております。

また、経済の活性化につきましては、数十兆円規模の経済対策を打ち出されておまして、あわせて、総理は、新しい資本主義の象徴は地方であると言っていておられます。災害に強い地域づくり、あるいは農林水産業、地域の商工団体や観光業などの支援も掲げられているところでございます。

本県におきましては、南海トラフ地震や気候変動の影響による風水害などの大規模災害に対しまして、ハード、ソフト両面から備えていく必要がございまして、災害に屈しない県土づくりに向けた必要な予算を確保していただくようお願いしていきたいと考えております。

また、産業振興に関しましては、コロナ禍によりまして大きな打撃を受けております観光事業者、あるいは農水産事業者などへの支援は当然でありまして、アフターコロナを見据えた地域経済の反転攻勢を図るために、人口減少対策にもつながります地域産業の活性化や雇用創出に向けた取組への手厚い支援をお願いしたいと考えております。

いずれにしましても、新内閣において、地方にとって重要な施策を着実に進めていっていただいて、地方が輝く時代をつくっていただくように期待し

ておるところでございます。

〔46番 中森博文議員登壇〕

○46番（中森博文） ありがとうございます。

岸田新内閣も始まったばかりでございますし、また国政選挙がございますので、この辺が議論された結果、衆議院議員総選挙後、また改めて今具体的なことが展開されるのかなと思うところでございます。三重県におきましても、積極的な関与、積極的な要請、積極的な連携、そういうところを、国と地方の関係をしっかりとを持つことがこれからも重要ではないかなと、このように思うところでございます。

岸田内閣は、さきに少し申しました岸田派の三ツ矢代議士も今期で御勇退される。平成15年以来18年間、私どもとよく似たこの18年間ですけれども、とりわけ東紀州地域への高規格道路の建設促進をはじめ、三重県政の発展に終始御尽力されてこられたことに対しまして、敬意と感謝を申し上げます。そして、三ツ矢代議士も御勇退されるということでございます。

さて、私、この本会議での前回ですけれども、2月に、前知事の下、代表質問させていただいたことを踏まえて、少しお話をさせていただきたいと思いますが、コロナ禍であって、強制とか要請とか、いろいろ難しい問題がありましたけれども、現行憲法下でいろいろと課題があるという話をさせていただき、現行憲法でのいろんな課題を、いろんな話をしてはどうかと、こんなことに触れまして、法律でできるものがあるのか、法律でできないものがあるのかなということが、議論をさせていただいたところでございます。

前知事の意見は、憲法に関することに対するコメントは控えられましたけれども、いわゆる今、当時は都市封鎖とかロックダウンですね、それから人権侵害に関わる要請だけでいいのかとか、いろいろ議論があったんですけども、法改正がされたんです。

その法改正によって、新型インフルエンザ等対策特別措置法というんですけれども、第24条第9項に基づき、感染症の急拡大を防ぐために、総理大臣

が対象地域を指定して、都道府県知事が、事業者に時間の短縮、要請・命令が可能になっています。

そして具体的には、新たに設けられましたまん延防止等重点措置の適用が、三重県においても実施されました。

その措置命令に、いろいろと県民からも意見は私も聞いているところでございますが、その強制力にはなかなか難しいところがあって、御理解いただける方と、そうでない方もあったのではないかなと思います。

一方、多くの諸外国では、緊急事態での都市封鎖を何度か繰り返して、沈静化に効果があったと報道があります。

日本国内においても、最近ですけれども、いろんな政党がロックダウンの必要性なども議論が出始めておりますけれども、多くは、憲法上できないのではないかと、憲法に位置づけせなあかんやろう、こういうような話と、いやいや、そんなのは関係なしに現憲法でも法整備で可能やと、こんな意見が何か分かっているように私は思っております。

それは置いておいてですね、緊急事態でのロックダウンの必要性について、またその対応について、知事として、今、これからどのように思っていられるか、御所見をお伺いしたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） お答え申し上げます。

議員も御指摘されました新型インフルエンザ等対策特別措置法におきましては、緊急事態宣言の発出、あるいはまん延防止等重点措置の区域として指定されますと、知事が感染拡大を防止するために必要な要請などを行うことができるという権限が規定をされておまして、第5波まで、感染症対策におきましてはこの特措法などに基づいて、知事の権限を活用して対応してきたところでございます。

議員の御指摘は、これで十分かという議論ではないかと考えております。パリで暮らした経験を持ちます私自身といたしましては、日本人の気質でございませうとか、マスクによる感染防止の徹底状況などを鑑みますと、岸田総

理も国会で答弁しておられますように、日本には欧州のようなロックダウンはなじまないのではないかと考えているところでございます。

これとは別に、憲法改正によります緊急事態条項の追加の是非という問題もあろうと思いますが、これは、いずれにしても国の判断であろうかと考えているところでございます。

ロックダウンに関しては、全国知事会におきましても、来るべき第6波に備えて、今後も感染爆発が生じるという観点に立って、現行法制下で可能なことを実施する、いわゆるロックダウンのような徹底した人流抑制策について、国の責任の下で、必要な法律の整備を早急に検討するということを提言しておりますので、私としましても、知事会の一員として県民の皆さんの命と健康を守るということのために、そうした検討、議論をさせていただきたいと考えているところでございます。

〔46番 中森博文議員登壇〕

○46番（中森博文） ありがとうございます。

私も、知事の考えと、ほぼというのか、言うておりますけれども、国においてはしっかりと、国でしっかりと憲法議論を含めてですよ、それをやっていただかなくてはいけないと思います。

地方は地方で、知事会や横の連携を取りながら、県民にとって何がふさわしいかということ、それからまた、県民の応える、日本の国民性とか三重県民性がありますので、それこそ県民性、温厚ながら素直な方が多いのではないかなと、そういう言い方はちょっと表現が難しいですけども、ちゃんとやってくれる率が高い県民性があるのではないかなと思ってございます。よろしくお願いいたします。

ちょっと話が変わりますけれども、知事が交代されましても、現在進まれています県政運営での基本的な基本計画、みえ県民力ビジョンやら本年度の経営方針というのは、継承されるものと私は理解しているところでございますけれども、この後の質問は、前知事にお伺いした3点について、改めて新知事に確認しておきたいなというところでございます。

その一つが、沖縄や南冥の空と海って、ちょっと話を大きくしたんですけども、いわゆる一般的には太平洋のことを言うんですけども、南冥の空と海で犠牲になられた御英霊の追悼、つまり、沖縄三重の塔での慰霊式についてであります。

沖縄三重の塔は、何か沖縄で戦死された方というように、一部の方はおっしゃる人がいるんですけど、実は、それよりも広い東南アジア全ての方の慰霊をそこで祭っていると、そういうような意味でございますので、あえて南冥の空と海と、このように私は表現させていただいたところでございます。

今年の代表質問で、その三重の塔の建立の趣旨や慰霊式の継続の意義、そして、遺族会の高齢化によりまして、遺族会の継続が厳しいというお話を伺った上で、県主催の実施を訴えさせていただき、結果、県主催で慰霊式が行われることとなりました。遺族会も大喜びと伺ってございます。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりまして、例年11月頃実施されておりますけれども、なかなかめどは立っていないと。また、他県では、感染の収束のめどが立たない中で、早々に式典を見送るところも聞いてございます。

さきの大東亜戦争において犠牲になられた御英霊の安らかならんことをお祈りし、戦争の惨禍を二度と繰り返さないため、平和の尊さを次世代に伝えていくことを戦没者の御霊と御遺族の前でお誓いさせていただく大切な式典と思っております。

そこで、沖縄や南冥の空と海で犠牲になられた御英霊を追悼する沖縄三重の塔での県主催による慰霊式の実施について、御当局の御所見をお伺いします。

〔中村徳久子ども・福祉部長事務代理登壇〕

**○子ども・福祉部長事務代理（中村徳久）** 沖縄三重の塔における慰霊式についての県の考えをお答えします。

沖縄三重の塔は、さきの大戦で沖縄をはじめ、南方諸地域等で戦没された三重県出身者、約5万3000柱の御霊を祭っております。

沖縄でのこれまでの慰霊式なんですけど、議員御指摘のように、遺族の皆さんが中心になってこれまで開催していただいておりますけど、遺族の皆さんの高齢化等もあって、年々負担が増えておりました。

県としましては、戦争の悲惨さと平和の尊さを、世代を超えて継承し伝えていく責任が県にあると考え、今年度から、沖縄三重の塔での慰霊式を県主催で行うこととしたところです。

こうした中で、新型コロナウイルス感染症の拡大により、本年度、沖縄県で慰霊式を予定しておりました37都道府県のうち、既に16団体が中止を決定し、7団体が当初の予定を延期するなど、慰霊式の実施を見合わせる場所も数多く出ております。

本県におきましては、当初、例年実施しております11月に開催する予定でしたが、遺族会とも協議した上で、やむなく今延期するという事にしております。

現在のところ、来年1月に感染防止対策を徹底した上で、御遺族の代表、また県議会の代表、関係団体等の皆様の出席もしていただきまして、実施できたらと考えております。

慰霊に対する遺族の思いに寄り添いながら、引き続き、先人の犠牲と努力が平和と繁栄の礎になっているという決意の下、関係団体等と十分に協議し、現地での開催に向けて準備を進めてまいります。

〔46番 中森博文議員登壇〕

○46番（中森博文） ありがとうございます。

来年にでも対策を講じながら、計画を持っていただいていると伺ったところでございまして、よろしく願い申し上げたいと思います。

重ねてお願いになるんですけれども、戦後75年が過ぎて、来る戦後80年ですか、あと四、五年ですけれども、それに向けまして、沖縄三重の塔建立60年になるんですね、その辺の整備も、現地、また見ていただいて整備していただければなど、このようにお願いしておきたいと思います。

ちょっと話は変わりますけれども、先ほど知事は、特攻に関することに触

れられました。

私の質問は、質問ではないんですけれども、去る8月10日に、公益社団法人特攻戦没者慰霊顕彰会がございまして、そこそ英霊にこたえる会三重県本部共催によりまして、三重県護国神社境内に「あゝ特攻勇士之像」を建立させていただいたところでございます。

これ、写真でございまして、（パネルを示す）ちょっと紹介させていただいて、三重県からも当時陸軍33名、海軍106名もの特攻隊の戦没者を出しております。

彼らが切望していた平和への道しるべになることを祈念し、戦没者の御霊に哀悼の誠をささげたいと、このように思うところでございまして。また皆さん、三重県護国神社へお立ち寄りのときは見ていただきたいと思えます。

その際に、この冊子、（実物を示す）これは通告していませんけれども、三重県伊勢市の方がこの冊子を作られたんです。特攻兵士の魂の叫びということで、特攻兵士と暮らした5歳の私ということで、当時のこの中に、父を思う、母を思う、家族を思う、日本の国を思うですね、そういう辞世の句が編集されているわけでありまして。こういう思いをしっかりと酌みながら、改めて当時の思いをこれからの若い世代に伝えていくことが必要ではないかなと思いました。

そういうことを踏まえながら、少し話を進めたいと思えます。

次に、今回、知事の所信表明の中で、日本周辺各国の動向や近海の安全保障の状況、経済安全保障の重要性にも留意しつつ、県産品の販売促進やコロナが収束した段階で、観光面においても、アジア経済諸国圏にアプローチしていくという所見がございまして。

ここ近年、特に平成25年度の台湾との交流につきましては、日台観光サミットin三重の実施や台湾への三重県職員の派遣など、三重県と台湾の友好交流が進められてきております。

そこで、コロナ禍並びにコロナ収束後において、アジア経済諸国圏、とりわけ台湾とのさらなる友好推進に関しまして、本県の取組について知事の御



所見をお伺いします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） お答え申し上げます。

言うまでもなく、台湾は我が国にとって基本的な価値観を共有して、緊密な経済関係と人的往来を有する重要なパートナーであります。

私は4年ほど前に家族旅行で台湾を訪問したことがございますが、台湾の方の極めて親日的な振る舞いとか、その優しさに感動した覚えがあります。

あるデパートの地下であります、アイスクリーム屋に行きましたところ、若い売り子さんがおられまして、私の2人の子どもがアイスクリームのダブルを二つ買うということで注文したところなんですけど、お金を払おうとすると、その売り子さんが身振り手振りでいろいろと何か教えてくれるんですね。なんのことやろうと思っていましたら、アイスクリームを二つ買うと一つがただになると。したがって、二つ分の4個分の値段を払おうとしたんですけど、ダブル一つと、それから1個分の値段でいいんだということを一生懸命伝えようとしてくれる。台湾の人って何て優しいんやろうと、まるで三重県の人みたいやなということを考えたところでございます。

また、海上保安庁次長の時代にも、台湾の巡防署という組織があります。これ、海上保安庁に相当する組織でありますけど、今は海巡署と改称されておりますけど、訪問された巡防署の方々とお話をしたりしておりました。台湾は日本と共に発展していく重要な地域だと考えておるところでございます。

観光面におきましては、宿泊旅行統計調査によりますと、台湾は本県への外国人宿泊者数が2番目に多いという地域であります。こういう関係を踏まえまして、みえ国際展開に関する基本方針というのがございますが、台湾を重点的に取り組む国、地域の一つとして位置づけしているところでございます。

県議会におかれましても、日台友好三重県議会議員連盟の活動を通して力強く友好交流を推進されてきたものと承知をしているところでございます。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、台湾との人的往来

は困難な状況にございますけど、本県は従来から台湾との結びつきが極めて強いということもございまして、コロナ禍においても交流を停滞させるということがないように、11月には台湾の高級スーパー、裕毛屋というのがございますが、そこにおいて三重県フェアを開催しまして、県産品の販売促進に取り組む予定でございます。

加えまして、インバウンドに関しましては、12月に高雄市で開催をされます旅行博に出展するというので、台湾旅行会社とのオンライン商談会にも取り組むこととしてございます。

コロナ禍の中、あるいは収束後におきましても、県内の様々な主体が交流、連携を継続させることで、台湾との友好関係、より強固なものにしていきたいと考えています。

[46番 中森博文議員登壇]

○46番（中森博文） ありがとうございます。

しっかりとまた台湾と交流をしていっていただきたいと思います。

台北駐大阪経済文化弁事処の処長、李世丙さんですけれども、当時、課長からずっといろいろと日本国内で滞在されておりました、今また異動になるんですね、11月に、東京の台北駐日経済文化代表処に異動がございまして、それまでに行っておきたかったですけれども、なかなか。そういう状況でございます。

台湾、言うまでもなく、我が国の東日本大震災のときに多額の寄附をしていただいたり、それでまた今回の新型コロナウイルス感染症のときでも、台湾の対応というのはすばらしい、早いものがありました。

特に、このパネルを用意したのは、（パネルを示す）当時、前知事の下ですけれども、マスクを頂戴したんですね。三重県議会日台友好議員連盟が窓口でしたので、こうやってマスクを頂戴して、本当に感謝申し上げるところなんです。ありがたいです、本当に。

それから、それは外交上の問題、我々は触れませんが、特に今TPPとか台湾が抱える外交、本当に察するところというんですか、いろんな貿易の

こともありまして。台湾産パイナップルが何とかならんかということがあって、そんならパイナップルよろしいやんかと言うて、（パネルを占めず）こんなパイナップルを購入、台湾産パイナップル、なかなかおいしいですので、こういうキャンペーンに協力したんです。非常においしいパイナップルが手に入りましたというのか、食させていただいたところでございます。

加えて、最近、台湾、文旦ですね、台湾文旦なんですけど（パネルを示す）文旦ってあんまり、高知県では、私、知っているんですけども、台湾産文旦、おいしいですね。

大阪弁事処と話したら、文旦、皮はどうされましたと言ったから、皮をどうするんですかって。皮はこうされて、かぶるんですよ。それ、冗談かと思って、そういうのは大人がするんじゃないくて、釈迦頭という、今、そういう感じで、ありがたい皮を頭にかぶるということで。私はあえてかぶって写真だけ送りましたけれども、今日はさすがに御披露できませんけれども、また、私の携帯に写真がございますので。

そんなことで、非常にこれからも交流を進めていってほしいなと思うところでございます。

それから、次の話なんですけれども、先日、10月9日に、作家でジャーナリストの門田隆将氏のお話を伺ったんですね。近隣アジア諸国の日本に対する態度、国際情勢から見る自由民主党総裁選の裏舞台とかですね。非常に迫る話を伺いました。

政治家たるものは、基本、国民の生命、財産、国土を守るのは当然やと。そんなこと関係ない者は政治家辞めよ、こんな力説されておりまして、何か久しぶりにスカッとした気持ちでございました。

私は、世の中には許せるものと許せないものがあると思います。家族を奪い、人生を奪い去った北朝鮮による拉致は絶対に許せません。全ての拉致被害者を日本は必ず取り戻す。拉致被害者は絶対生きておられます。拉致問題は、我が国の国家主権と国民の生命・安全に関わる重大な問題でございます。北朝鮮による拉致問題は絶対許せません。

被害者やその家族の高齢化が進みまして、もはや一刻も許されない状況。北朝鮮拉致問題の早期解決が急務となっております。

三重県におきましても、40年前に、1981年の2月ですけれども、当時32歳で行方不明となっております桑名市のTさんは、北朝鮮による拉致の可能性が高いということで、特定失踪者として認定されてございます。

さて、6年前ですけれども、横田めぐみさんの弟、横田拓也さんや救う会の会長、西岡さんの講師で、拉致問題を考える国民の集い i n みえが開催されまして、本年度の三重県経営方針にも取り上げていただいたところでございます。

そこで、北朝鮮拉致問題解決促進に向け、基本的な考え方について知事の御所見、そして本県として今年度の取組について、続けて、御当局の御所見をお伺いします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） お答え申し上げます。

国家の基本構成要件は、国民・国土・主権、統治機構ですね、の三つであると認識しております。その最も重要な構成要素である国民を近隣国家が拉致するという事は、決して許されるものではないと考えております。

私は、海上保安庁に勤務していたときに、この拉致問題に携わりました。能登半島での拉致現場、静かな湾の中です。さらには、横田めぐみさんが拉致された新潟市内の現場も見てまいりました。めぐみさんが通っていた中学校から、歩いて1分ぐらいのところ。市街地の中です。そこで拉致されたということに、驚きと怒りを禁じ得ませんでした。

拉致被害者やその御家族の気持ちを思いますと、一日も早い解決が必要だと議員がおっしゃったとおりであります。

拉致問題につきましては、国家と国家の問題でありますので、本来は国において対応するものだと考えておりますけれども、知事に就任をさせていただいた今、我が県におけます拉致の可能性は排除できないという方、1日も早い解決を図ることが重要であると考えまして、国と連携をして、あらゆる

機会を通じて、そうした考え方を伝えていきたいと考えているところでございます。

〔安井 晃戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（安井 晃） 私から、令和3年度の取組についてお答え申し上げます。

北朝鮮による拉致問題につきましては、県としましても、県民の皆様一人ひとりに関心を持っていただき、理解を深めていただくことが大切であると考えておまして、これまで、北朝鮮人権侵害問題啓発週間、毎年12月10日から12月16日まででございますが、この啓発週間を中心に写真やパネルの展示のほか、ラジオによる啓発、拉致問題解決の願いを込めたブルーリボンの着用、ホームページでの情報発信などに取り組んでまいりました。

本年度は、毎年度実施しておりますこれらの啓発事業に加えて、拉致問題の早期解決に向けた講演会を政府の拉致問題対策本部との共催で開催する予定としております。

この講演会を通じまして、拉致被害者の御家族や拉致の可能性を排除できない行方不明者の御家族の声などを直接県民の皆様へ届けることで、より多くの方々に認識を深めていただきたいと考えております。

現在、日程や会場、内容等について、政府の対策本部と最終調整を行っているところであり、11月上旬には公表したいと考えております。

また、実施に当たりましては、三重県議会北朝鮮拉致問題解決促進議員連盟の皆様にも御協力いただきたく、共催とさせていただきたいと考えておまして、現在調整をさせていただいているところでございます。

その際は、連盟の会長でいらっしゃいます中森議員にも御挨拶をお願いしたいと考えており、改めて御依頼申し上げます。

引き続き、国、市町とも連携しながら、拉致問題に関する理解促進のための取組を進めてまいります。

〔46番 中森博文議員登壇〕

○46番（中森博文） ありがとうございます。

早速、議員連盟の役員会を開きたいなと思っておりますので。皆さんに御理解いただかないと、勝手に中森が走ったらあかんのです。ということで、ありがとうございます。御答弁ありがとうございます。

教育長にもお伺いしたいんですけれども、今回は、学校教育におけるアニメ「めぐみ」の映像作品ですけれども、この活用促進についてですね。前回もありますけれども、年度も変わってございますし、改めてそのアニメ「めぐみ」活用状況について、新たに教育長の御所見をお伺いしたいと思います。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 映像作品、アニメ「めぐみ」の活用状況について御答弁申し上げます。

県教育委員会では、平成23年に、国が定めます人権教育・啓発に関する基本計画、ここに北朝鮮当局による拉致問題等が追加されましたことを踏まえ、平成29年に三重県人権教育基本方針を改定いたしました際に、この問題を教育として取り組むべき個別的な人権問題の一つに位置づけ、取組を進めているところです。

具体的には、子どもたちが拉致問題について知り、関心を持つための有効な教材であります映像作品、アニメ「めぐみ」を毎年学校に紹介しております。

令和3年3月には、このアニメ視聴後の学習展開例を示しました指導資料を作成いたしまして、社会科と関連づけて拉致問題を発展的に学べるよう、学校での活用を促進しているところです。

各学校での取組状況ですけれども、拉致問題に関する学習を行う際に、アニメ「めぐみ」を活用した公立学校は、平成30年度、53校、令和元年度、71校、令和2年度は87校となっております。

今年度、アニメ「めぐみ」を使って学習を行ったある中学校ですけれども、拉致問題を正しく知るとともに、その解決に向けて自分たちに何ができるかを話し合いました。

子どもたちは、「私にできることは、この問題を知り、まだ知らない人に

伝えることだ」、「拉致された人のことを思うと胸が苦しくなった。でも北朝鮮に暮らす人全てを悪く見てはいけないと思う」など、考えたことを出し合い、学びを深めました。

県教育委員会といたしましては、今後も人権学習や教科学習の時間にアニメ「めぐみ」が活用されるよう、市町教育委員会と連携し、学校への働きかけを行い、子どもたちが拉致問題に対する理解を深め、関心を高められるよう取り組んでまいります。

〔46番 中森博文議員登壇〕

○46番（中森博文） 教育長、ありがとうございます。

拉致問題に関しまして我々できること、いろいろとありますけれども、例えばブルーリボンの携行とかですね、こういうこともそれぞれ、皆さん、知事もブルーリボンをしていただいておりますけれども、いろんな形で意思表示していくことが大事ではないかなと思ってございます。よろしく願い申し上げます。

続きまして、時間も経過しましたので、大きく2項目目、新型コロナウイルス感染症からの教訓に関しまして、県民の命と生活を守ることに對しましての質問です。

内容につきましては、もう多くの方々が話題に上げたり、課題として認識していただいているのも、繰り返しになりますので省略するけれども、聞こえた声、生の声だけをちょっと言わせてもらいたいです。

この間の話なんですね。夜8時までよくて、夜9時まで悪いて、1時間ごとき何やと、こんな人がいたんですね。飲食店が新型コロナウイルス感染症を広げておるはずないやろう、こんな方もおられました。酒の提供できない居酒屋ですね。コーヒーの出せない喫茶店みたいなもんやと嘆いていました。それはそのとおりだと思いますけれども。要は新型コロナウイルス感染症が減ってきたのは、ワクチン接種が進んだので、飲食店の協力との関係があるのかなと、分からへんわと、こんな話です。

私が説明しようとしたんですけれども、協力に対してねぎらいの言葉を

言ったんですけれども、なかなか私の口では理解していただけないことがあったので、改めて、今後懸念される第6波に対応するためにも、このことに関する、減少傾向であるけれども、これまでのこういった対策とワクチンの接種拡大との効果をどう捉えているのか、御当局の御所見をお伺いします。質問を続けます。

また2月に、医療現場、とりわけ看護職場からの声を質問させていただきました。

新型コロナウイルス感染症病棟の清掃や食事提供業務など、看護師の業務軽減のための方策について、早速、三重県ビルメンテナンス協会などの関係団体に御理解をいただき、その研修会が実施されたと伺っております。

そこで、新型コロナウイルス感染症病棟での清掃など、看護師の業務軽減のための取組について、併せてお尋ねいたします。御当局の御所見をお伺いします。

〔野呂幸利防災対策部長登壇〕

**○防災対策部長（野呂幸利）** 新型コロナウイルス感染症の講じた対策の効果について御質問いただきました。

本県の感染状況については、8月以降、新規感染者が急増し、過去最多515人になるなど、これまで最大の感染拡大となりました。

こうした状況を受けて、三重県緊急警戒宣言、まん延防止等重点措置、さらには緊急事態措置と対策を強めてまいりました。

県民の皆様には大変御不自由をおかけすることになりましたが、感染拡大防止策に御協力をいただきましたことで、9月下旬からは感染状況が急激に減少傾向に転じ、現在実施しております三重県リバウンド阻止重点期間を、明日14日をもって終了することができることとなりました。

これまでの措置を講じるに当たっては、国の発出する新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を基に、感染状況やクラスター、感染の特徴を踏まえて、国や有識者と協議を行った上で、県民の皆様、事業者の皆様へ要請やお願いをさせていただいたところでございます。



特に、飲食の場については、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言において、飲酒を伴う懇談会であるとか、長時間に及ぶ飲食などは感染リスクが高いとされており、こうした場面を避ける趣旨から、感染防止の対策の徹底や営業時間の短縮を要請させていただいておるところでございます。

第5波においても急激な新規感染者の拡大の傾向を受けて、人流の減少による人と人との接触機会の低減に向けて、外出の移動自粛のお願い、飲食や大規模な集客施設における営業時間の短縮要請などをさせていただきました。

夏休みやお盆の帰省時期を含む期間に、厳しい内容での要請をさせていただいたにもかかわらず、飲食店への営業時間の短縮においては、実に99%を超える多くの皆様に御協力をいただくことができました。

また、県民の皆様、事業者の皆様が様々に要請に御協力いただいたことに加えて、感染対策に対する意識を高く持ち、実践いただいたことが、感染状況の改善や急激な減少傾向につながられたものと、効果があったものと考えています。

今後は、第6波が起きても、できるだけ小さい波に抑えるために、引き続き感染状況を注視し、必要な時期を逸することなく、感染拡大防止のために対策を講じていく必要があると考えておまして、感染拡大防止には県民や事業者の皆様の御協力は何よりも不可欠であると考えており、対策を実施する際には、県内の感染状況、要請の必要性、支援策も含めて、分かりやすく丁寧な説明に今後も努めてまいります。

〔中尾洋一医療保健部理事登壇〕

○医療保健部理事（中尾洋一） それでは、私のほうから、ワクチン接種の効果、それと医療現場における看護職員の負担軽減の取組についてお答え申し上げます。

まず、ワクチン接種につきましては、発症予防・重症化予防への効果があるとされておりまして、本県でも高齢者のワクチン接種が本格的に始まりつつあった4月、5月においては、新規感染者全体に占める65歳以上の割合は約15%でしたが、7月末に高齢者のおおむね8割の方へのワクチン

接種が完了した後は、明らかに65歳以上の新規感染割合が減少し、8月は約4.4%、9月は約6.3%となっております。また、国の試算でも、7月と8月で推定10万人以上の高齢者の感染を抑制した可能性があると言われております。

また、8月1日から10月11日に公表いたしました県内の感染者数8948人のうち、ワクチンを2回接種された方の割合は6.2%、551人とどまっておりますことや、2回接種の方は未接種の方に比べて、年齢に関わりなく、重症化率・死亡率ともに低くなっていることから、ワクチン接種による一定の効果があつたものと考えております。

一方、第5波においては、若年層の感染者数の増加が見られまして、8月、9月には、30代以下の方が半数以上を占めていたことから、県では、市町に対して若年層の接種促進をお願いするとともに、若年層に向けてワクチン接種の検討を呼びかける動画を作成するなど、啓発に努めているところであります。

さらに、10月23日、24日に四日市市総合体育館に設置する県営の集団接種会場において、12歳から29歳の方への接種を追加して実施することとしております。本日から予約を開始しているところであります。

引き続き、若年層を含め、県民の皆様のワクチン接種が円滑に進むよう、市町や関係機関等と連携し、取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、医療現場における看護職員の負担軽減の取組でございます。

新型コロナウイルス感染症患者が入院している病棟等における清掃・消毒業務等については、その多くを看護職員が担っており、本来の業務に加えて、大きな負担になっていると認識しております。

2月の代表質問において、中森議員から、三重県ビルメンテナンス協会に御協力いただけるというお話をいただいたこともあり、県では、看護職員の負担軽減に向けて、院内清掃業務の受託事業者を増やすということを目的に、感染症対策基礎研修を行うことといたしました。

研修会の開催に当たりましては、研修内容の企画や講師の選定段階から、

同協会及び三重県看護協会と綿密な打合せを行うとともに、会員への周知に御協力をいただいたことで、有意義な研修を行うことができたと考えております。

研修会は、個人防護具の着脱演習を中心として、令和3年8月に県内3か所で、計3回開催いたしまして、県内で清掃・消毒業務等を担う22社、計36名の方に受講いただきました。

今後も引き続き、新型コロナウイルス感染症への対応が見込まれることから、各病院における清掃・消毒業務に係る委託エリアの拡大であるとか、新規委託に向けた取組を進める必要があると考えておりまして、県内の新型コロナウイルス感染症患者を受け入れている病院に対して、今回の研修を受講した事業者の名簿を周知したところでございます。

また、三重県ビルメンテナンス協会におかれましては、今後も新型コロナウイルス感染症患者入院病棟の清掃に限定せず、医療現場全体の負担軽減に向け、御協力をいただけると伺っております。

県といたしましても、引き続き、病院と清掃事業者間で清掃・消毒業務をはじめとする各種業務の見直しが行われ、看護職員の負担軽減が進むように支援していきたいと考えております。

〔46番 中森博文議員登壇〕

○46番（中森博文） ありがとうございます。

早速、研修会を催すなどの具体的な取組を進めていただきまして、早く医療現場の、特に看護師の負担軽減が現実のものとなるようにお願いしたいと思っております。ありがとうございました。

次に、新しい国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の在り方について質問に入りたいと思います。

このことに関しましては、去る9月22日に全員協議会で話がありました。24日には、三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会での総会で、新しい国体の在り方を検討し云々等、説明があったと伺っております。10月6日の知事所信表明の中でも、同趣旨の内容が述べられております。

我が県は、今回、苦渋の選択と決断をしたことですね。過去前例のない、全国唯一の貴重な経験をした三重県であります。この経験はやっぱり生かして、三重県として積極的な国に行動をすべきだと私は考えます。

議会においても、政策担当者で、今後の在り方についての意見書案についても協議が進められたと伺っております。

そこで、新しい国体の在り方について検討に向けた取組の進捗状況、御当局の御所見をお伺いします。

〔辻 日出夫地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長登壇〕

○地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長（辻 日出夫） 新しい国体の在り方について、検討に向けた取組の進捗状況についてのお尋ねです。

三重とこわか国体・三重とこわか大会におきましては、10年間の開催準備の中で様々な課題に直面する中、県、市町、競技団体が様々な工夫をしながら準備を進めてまいりました。

特にこの2年間は、コロナ禍にあつて、従来になかったような新しい運営方法についても検討してきたところです。

例えば、オンライン式典の採用による総合開・閉会式の見直しであるとか、会期前競技を積極的に採用して3密を回避するなど、様々な工夫を重ね、あくまで感染防止対策の徹底が目的ではありますが、できる限りの運営効率化と経費の削減に努めてまいりました。

こういった工夫や見直しは、その都度、スポーツ庁や日本スポーツ協会、日本パラスポーツ協会といった他の主催者にも相談し、御理解いただきながら進めてきたところでございます。

一方で、今回の延期可否検討におきましては、まだなお市町から負担感が大きいといった声も伺っております。両大会の開催に向けては、これからも様々な工夫や努力を重ねていく必要があると思っております。

現在、市町や競技団体の元を訪問し、これまでの課題や、それからこれからの国体の在り方について御意見を伺っているところです。

引き続き、御意見を十分にお聞きし、様々な課題をどのように解決してい

けば、次の国体に向けて市町や競技団体と一緒に進めていけるのか、皆様と共に考えて検討していきたいと思っています。

現在、日本スポーツ協会におきましてもワーキンググループが設置され、3巡目の国体の在り方を検討していると聞いています。

今後、ワーキンググループの取組予定などもお聞きし、三重県の開催準備におけるこれまでの取組をお伝えするなど、ワーキンググループの活動に協力していくことで、これからの国体の在り方検討に関わってまいりたいと思っています。

〔46番 中森博文議員登壇〕

○46番（中森博文） 局長、ありがとうございます。

現在の進捗ですので、これからいろんな地元の団体やら、また国の関係団体に御相談していただいて、三重県の実情を踏まえた上で、将来の今後の在り方になっていくわけで。この三重県が発信することによって、全国に大きく、これは作用するのではないかと思いますし。

また、知事部局というのか、執行部との思いと我々三重県議会のいろんな意見も、それこそ両輪のごとくというのが大事ではないかなと。ベクトルが違うとよくないのではないかと思いますので、その辺も含めて、我々自身も、議会もしっかりと協議を進めたいと思っています。ありがとうございます。

話は少し変わりますが、いろんな中止に伴いまして、代替大会の支援とか、いろんな開会式でのこの作品を作るとか、いろんなことが予定されております。

そういうためにも、代替大会のためのまた補助申請とか実績報告とか、何か競技団体の事務方に負担をかけるようなことはちょっと避けてほしいんですな。

やっぱりスムーズな代替大会ができて、会場が変わろうと、チーム編成が変わろうと、やはり代替大会をすることには、ストレートにそのままそっくりできないんですね。そういうことは十分承知していただければと思います。

これは希望でございます。

それで、次に、大きく三つ目の項目に行きたいんですけども、その前に、一つ忘れましてわ。

e スポーツ大会というのが、これは国体と関係ないんですけども、なぜかちょっと触れてきましたもんで、この16日が開会式なんですね。知事はビデオメッセージがいただけるということで、もうすぐそなんです。

e スポーツのことはもうあえて言いませんけれども、後日、小林議員から、障がい者とe スポーツの関わりについてということが一般質問されるそうでございますので、よろしくお願いたしたいと思います。

それでは、大きく3番目の項目でございますけれども、実は、川崎二郎衆議院議員が明日をもって勇退されるんですね。川崎代議士は、衆議院議員として昭和55年以来、12回当選で、運輸大臣、厚生労働大臣や自由民主党の国会対策委員長など、数多くの重責を歴任され、三重県にとっても大きなお力添えを賜ってきたと思っております。

今回勇退されるに当たりまして、川崎二郎衆議院議員から、特に国土交通省御出身の知事にお伝えしてほしいと、こんなことがございましたので、国土交通省へのメッセージとして、その内容について御紹介させていただきたいと思います。

川崎代議士は、中部国際空港拡充議員連盟の会長、大阪一名古屋－東京間リニア中央新幹線早期実現を目指す議員連盟の会長などなど歴任されてございまして、よって、亀山市に建設予定のリニア中間駅と、そのアクセス道路建設促進に御尽力されてこられました。

また、具体には、国道23号中勢バイパス、鈴鹿四日市道路、鈴鹿亀山道路、鈴亀道路ですね、そういうところをしっかりとされてきたと。この間の新聞も、いろんな地方自治体の長が、県や国に要望活動をされております。

さて、10月7日は、時あたかも、リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会臨時総会がございまして、亀山市長から、リニア中央新幹線の県内駅の候補地案について提案がございまして、いよいよ始まったのかなと、このよ

うな感じでございます。

このリニア中央新幹線中間駅に、そのアクセス道路というのは、非常にこれは川崎代議士も気になっているところでございます、その道路整備について県土整備部長に所見をお伺いしたいんです。

続けて、県内各地域の道路整備でございますけれども、伊賀地域のことはなんですけれども、名神名阪連絡道、一般国道368号線の4車線化が現在進められておりますけれども、名神名阪連絡道はルート変更がこの間しまして、ルート変更ということは滋賀県、やる気が出たということやんかね。ルート変更しないわな、普通、やる気ないと。やる気があるからルート変更したんです。これは非常に一歩前進と思います。

国道368号も、いろいろ進めていただいておりますので、しっかりと中森議員、知事に聞いておくようにというようなことで指示を受けておりますので、改めて、名神名阪連絡道、一般国道368号4車線化の進捗状況、併せて御当局の御所見をお伺いします。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水野宏治）** まず、リニア中央新幹線中間駅へのアクセス道路の建設についてお答えさせていただきます。

リニア中間駅につきましては、三重県内全域への広域的な効果を波及させるために、高速道路へのアクセスが重要だと考えております。

先行する岐阜県、長野県などでは、中間駅と高速道路を直結する道路、あるいはインターチェンジの整備をはじめ、周辺の渋滞対策、そして災害等のリダンダンシーの確保など、計画的に取り組んでいるところでございます。

亀山市から提案された候補地案につきましても、主な特徴として、東名阪自動車道、あるいは伊勢自動車道など、高速道路へのアクセスが重視されているところでございます。

県土整備部といたしましても、今後、亀山市から詳細な話を聞きながら、アクセス道路の具体化に向けた検討を進めてまいります。

さらには、道路ネットワークだけではなく、高速バスをはじめとする交通

ターミナルの整備、あるいは10年、20年先の自動車の進化も見据えた空間の整備など、未来型の夢のある取組も検討してまいりたいと考えております。

続きまして、名神名阪連絡道路、そして一般国道368号の4車化についてお答えさせていただきます。

伊賀・名張地域におきましては、名阪国道を東西の軸として、北方向へ名神名阪連絡道路の計画検討、そして南方向への国道368号の4車線化といった南北軸の強化を進めているところでございます。

名神名阪連絡道路につきましては、今年5月に滋賀県内のルートコースを見直し、名神高速道路との接続を蒲生スマートインターチェンジから八日市インターチェンジ付近に変更したところでございます。

今後は、ルート幅の絞り込みなど、計画の熟度を上げてまいります。滋賀県と連携しながらしっかりと進めてまいります。

続きまして、一般国道368号の4車線化につきましては、現在までに全体延長14.2キロのうち、約2割に当たる2.8キロの整備が完了しているところでございます。

さらに今年度は、名張市内の八幡から蔵持町里0.9キロについて、今月22日に完成するということについて、本日発表させていただきます。

加えて、国道165号との接続部の区間0.3キロについて、今年度内に工事着手してまいりたいと考えてございます。

引き続き、伊賀市内の4車線化も含め、南北軸の強化を着実に進めてまいります。

〔46番 中森博文議員登壇〕

○46番（中森博文） ありがとうございます。

リニア関係につきましては、この後、長田議員から代表質問で、もっともっと詳しくお話があります。

川崎代議士も、そういう意味で、このお話を聞いてちょっとほっとするとか、なで下ろすところがあります。

今お聞きすると、一般国道368号の22日供用開始と私は理解したんですけど



ど、そういうことで、間違ったらあかんで、それですね、22日完了ということは供用開始が始まると理解しますけれども。そこを聞き取れなかったと思うんですけども。

要するに、進捗されたというのは非常にビッグニュースで、これからもっともっと具体的に進められるのかなと思います。

残されたこの2分、3分は非常に貴重な時間でございますので、いや、私にとってですね、本来は、一見知事に最後にコメントをいただこうかなと思ったんですけども、さすがに1分、2分ではどうかと思うんですけども。

たとえ30秒でも、このことに関しまして関心、各地域、回ったじゃないですか、知事があちこちで。どうやって、例えば名張市に行くときにどうやったかなという感想でもよろしいので、30秒だけ、知事、よろしくお願いしますわ。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） お答え申し上げます。

選挙のときに、確かに名張市、伊賀市に行かせていただいたときに、一般国道368号を走らせていただきました。渋滞をする時間もありまして、やっぱり通勤やとか、地元の方にとっての通勤通学に使っておられる方もおられると思いますし、産業の振興にとってこの渋滞、なかなか厳しいなと思いました。

さらに申し上げますと、やはり救急車が走るときに渋滞していると、なかなか命にも関わってくるんじゃないかということで、この渋滞解消は非常に重要な課題やと考えているところでございます。

先ほど部長から答弁させていただいたとおりでございますが、計画的に進めていくということが必要だと思っております、今後も国にもきちんと要望していきたいと考えております。

30秒を超えてしまったかもしれませんが、お許しいただきたいと。

〔46番 中森博文議員登壇〕

○46番（中森博文） ありがとうございます。

最後、1分だけ残していただきましてありがとうございます。

今回の質問ですね、表題は国土交通省へのメッセージというんですけれども、川崎代議士から一見知事に宛てたメッセージということもあるんです。そういうことで。

それで1句を作ったんですけれども、先日、同僚にしゃべったら、これ、ちょっとまずいと、季語が入っていやへんかとか追及されまして、ちょっと作り変えて、今日発表したんですけれども。

聞いて、聞きたい、聞きたくない人も言いますけれども、聞いていただきたいのは、1句ですね。「秋晴れに 世代交代 メッセージ 「信」の姿勢で 県政推進」と、こういう五七五七七にしましたので、この秋晴れというのは分かりますね、この季節、世代交代も分かります。メッセージはこのとおりです。「信」の姿勢というのは、人の発する言葉は信じるにということですね。信の姿勢で、知事、頑張ってくださいということでございます。

以上でございます。ありがとうございます。（拍手）

休

憩

○議長（青木謙順） 暫時休憩いたします。

午後0時31分休憩

---

午後1時30分開議

開

議

○副議長（稲垣昭義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

代 表 質 問

○副議長（稲垣昭義） 代表質問を継続いたします。35番 長田隆尚議員。

〔35番 長田隆尚議員登壇・拍手〕

○35番（長田隆尚） 草莽会派、亀山市出身の長田でございます。

今回は、知事、当選おめでとうでございます。亀山市からの知事ということで、親しみを込めながらも是々非々で質問してまいりたいと思っておりますが、ぜひとも前向きな答弁をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、まず、先ほど中森議員から紹介がございましたけれども、リニア中央新幹線について最初に質問をさせていただきたいと思っております。

まずは、リニア中央新幹線の早期実現に向けてということで、先週の7日、亀山市のリニア中間駅候補地案の提案を受けましたので、それに伴ったことの質問から始めさせていただきたいと思っております。

昨年7月、県と県内全市町及び経済団体が構成されるリニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会の総会にて、リニア中央新幹線東京一名古屋間では、JR東海は建設工事を着手する約4年前に環境影響評価の手に着手しており、この環境影響評価の最初の手続である配慮書の中で概略のルート、駅位置が示されたことを踏まえ、配慮書が示される時期までにリニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会として駅候補地を決定し、JR東海に対し要望を行っていくことが必要となるため、会長である前鈴木三重県知事から会員である各市町長に対して、県内駅位置候補として意向のある市町について、令和2年中にリニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会会長宛てにその旨を表明いただくようという提案がされ、12月に亀山市からその意向が表明されました。これを受けて、リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会において、本年1月、三重県の候補地を亀山市とするという決議がなされました。

本年のリニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会では、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面決議ではありましたが、7月に総会が開催され、それを受け、次のような基本目標が確認されました。

リニア中央新幹線は、将来の日本を支える新たな国土の大動脈として、関東・中部・近畿圏の交流、連携を一層強化させ、人口約7000万人のスー

パー・メガリージョンを生み出す重要な社会基盤であり、その開業は三重県においても、観光や産業経済、県民生活等の様々な分野に効果が波及し、本県のさらなる発展に大きく寄与するものである。国家的プロジェクトであるリニア中央新幹線は、平成23年5月に国が決定した整備計画において、東京－大阪間を整備区間とし、名古屋－大阪間については奈良市付近が主要な経過地とされました。

リニア中央新幹線は、東京－大阪間の全線が開業されてこそ、機能が完全に発揮される事業であります。東京－名古屋間については、平成26年10月に全国新幹線鉄道整備法に基づく工事実施計画が認可され、困難な諸課題に直面しながらも、現在、建設工事が進められているところであります。しかしながら、名古屋－大阪間については、ルートや停車駅の位置についてもいまだ決定されていない状況にあります。

こうした中、政府による総額3兆円の財政投融资の活用により、全線開業が最大8年間前倒しされ、令和3年1月にはリニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会として亀山市を県内駅位置候補に決定するなど、リニア中央新幹線の早期全線開業に向けた機運が大きく高まってきている。このため、本会は、三重、奈良、大阪ルート及び県内の停車駅設置の早期確定と、リニア中央新幹線の日も早い全線開業を図ることを基本目標とするであります。

これは、この7月の総会の件でございますが、実は、先週7日にリニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会の臨時総会が開催されました。そこで、亀山市からリニア中央新幹線の県内駅候補地案が示されました。

これが、その図になります。（パネルを示す）エリアA、エリアB、エリアCの三つの約5キロの円で構成された亀山東・南部地域という案です。

そして、次のような決議がなされました。

リニア中央新幹線は、将来の日本を支える新たな国土の大動脈として、関東・中部・近畿圏の交流、連携を一層強化させ、人口約7000万人のスーパー・メガリージョンを生み出す重要な社会基盤であり、その開業の効果は、三重県においても、観光や産業、経済、県民生活等の様々な分野に波及し、

本県のさらなる発展に大きく寄与するものである。

令和3年1月には、リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会として、亀山市を県内駅位置候補に決定した。また、10月には、亀山市からリニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会に対して県内駅位置候補地案の提案がされるなど、リニア中央新幹線の早期全線開業に向けた三重県の取組はさらに一歩前進した。

一方、東京－名古屋間については、平成26年10月に認可された工事実施計画により建設工事が進められているが、現在、困難な諸課題に直面している。

まずは、この区間の事業を2027年開業に向けて着実に進めるとともに、開業後連続して行うとされる名古屋－大阪間の速やかな事業着手、一日も早い全線開業へと確実につなげていく必要がある。

さらに、リニア中央新幹線は、東京－大阪間の全線が開業されてこそ機能が完全に発揮される事業とされているが、名古屋－大阪間については、整備計画において奈良市付近が主要な経過地とされているものの、ルートや停車駅の設置がいまだ決定されていない状況にある。

このため、我々は、リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会の事業目標にのっとり、三重、奈良、大阪ルート及び県内の停車駅設置の早期確定と、東京－大阪間の一日も早い全線開業に向けて、次の事項について一致協力して強力な運動を展開するものとする。

一つ、一日も早い全線開業の実現に向け、まずは東京－名古屋間については工事実施計画に基づき着実に事業を進め、早期整備を図ること。特に未着工区間については、国、JR東海及び関係者による協議を迅速に進め、早期着手を図ること。また、名古屋－大阪間については、2045年から8年前倒しの2037年開業が確実なものとなるよう、工事の早期着工を図ること。

2、名古屋－大阪間のルートは、南海トラフ地震などの災害リスクへの備えをするため、東海道新幹線のリダンダンシー機能を備えた三重・奈良・大阪ルートとし、県内の停車駅位置は鉄道や高速道路によるアクセス利便性等を十分に勘案し、リニア中央新幹線の整備効果を県内全域に波及できる場所

とすること。

3、駅周辺の魅力あるまちづくりに向けた具体的な検討など、事業促進に向けた環境整備を着実に図ることができるよう、環境影響評価の手续に速やかに着手するなど、三重県内の概略ルート及び駅位置の早期公表に向けた準備を連携、協力して進めること。

4、技術開発等による大幅なコストダウンに努めるとともに、東京一名古屋間の工事等を検証し、今後の円滑な事業実施につながる事前の対策を講じるなど、一日も早い全線開業のための方策を引き続き検討すること。

5、リニア中央新幹線の推進に当たっては、東京一名古屋間の事業状況等を踏まえながら、沿線地域として円滑な環境アセスメント等の実施に役立つよう、引き続き関係者による意見交換等の機会を定期的に設けるなど、緊密な協力関係の構築を努めることであります。

この図は、その総会で示された、（パネルを示す）三重県の想定するリニア中央新幹線の全線開業に向けたスケジュールです。

この図のように、三重県が有識者による評価・分析を行い、県・同盟会・市町や経済団体との意見交換を経て、来年2022年中のリニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会総会にて駅位置候補を決議し、JR東海に要望、2023年頃、JR東海による環境影響評価の着手という方向で、リニア中央新幹線の三重県駅の確定に向けて進んでいくということになります。

そこでお伺いしますが、三重県として、この有識者による評価、分析をどのような分野の有識者を対象に選び、県・同盟会・市町や経済団体との意見交換はどのように行っていくのでしょうか。

また、決議の中には、県内の停車駅位置は鉄道や高速道路によるアクセス利便性等を十分に勘案し、リニア中央新幹線の整備効果を県内全域に波及できる場所とすることとありますが、その評価・分析の基準をどうしていくのでしょうか。

また、三重県案につきましては、今回の亀山市案をそのまま決定するのか、絞り込んでいくのか、また、新たな、例えばエリアDというような案をつ

くっていくのか。

2022年中のリニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会総会の三重県駅候補地決議に向けた知事の思い、そして、そこに至るまでのスケジュール感、案の決定方法について、お伺いしたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） お答え申し上げます。

三重県では、リニア中央新幹線の早期建設と県内への停車駅設置を目的に、昭和53年にリニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会を設立して、これまで40年以上もの間、会員であります県内市町及び経済団体などと連携して、要望活動、啓発活動に取り組んできたものでございます。

長田議員の郷里の後輩として亀山市に生まれまして、また、国土交通省鉄道局の勤務経験を有します私としましては、リニア中央新幹線に特別な思いを有しているところでございます。

こうした中で、10月7日リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会の臨時総会におきまして、亀山市から市内3か所を県内駅候補地案とする提案があったところでございました。それによりまして、これまで一步一步着実に進めてきた三重県の取組は、さらに大きく前進したと考えております。

今後、亀山市の提案を受けまして、県内駅候補地を決定するという具体的な議論をスタートさせていくことになります。

三重県にリニア駅が設置されれば、亀山市だけの利益ということではありません。新たな玄関口として県全域に影響するという一方で、各市町の地域活性化に向けた思いをしっかりと受け止めて、県内駅の候補地、このリニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会案を取りまとめていく必要があると考えております。

政府は、日本が世界に伍して生き残っていくために、スーパー・メガリージョンが必要だということでもあります。都市と都市を結ぶ大きな発展する地域ということもございますけれども、その形成に不可欠なのがリニア中央新幹線でございます。世界に先駆けて日本でリニアを実用化することが、

大変重要であると考えております。

三重県という1地域のためだけではなくて、日本にとって生き残りをかけて進めていかなければいけない国家的プロジェクトでございます。その際、他国とリニアの開発競争裏にあるということも、意識しなければいけないと思っております。

本県は、中部圏と近畿圏の結節点として、人や物、この対流を促進し、地域、社会、経済の在り方を変える極めて重要な役割をリニアは果たすことが期待されておるわけでございます。

リニア中央新幹線の全線開通によりまして、両圏域の在り方も大きく変わってくると考えています。その一翼を担って、本県全体の発展につなげてまいりたいと考えております。

〔山口武美地域連携部長登壇〕

**○地域連携部長（山口武美）** それでは、私からスケジュール及び県内における駅候補地案の決定方法について、お答えさせていただきます。

リニア中央新幹線駅候補地につきましては、リニア中央新幹線の効果が県内全域に波及する場所であることが重要と考えております。

さきのリニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会臨時総会では、亀山市から提案のありました候補地案については、交通工学、都市計画、交通マネジメント、地域マネジメント、観光関連などの分野の有識者に、県内各地から駅候補地までの交通アクセスの利便性はどうなのか、防災上の課題と対策はどうなのか、駅及び周辺施設のスペース確保の可能性としてはどうなのか、県内ビジネスへの影響はどうか、移住・二拠点居住及び観光誘客への効果などはどうなのか等々を、令和3年度末までに専門的見地から分析していただくこととしております。

その分析結果を踏まえ、候補地それぞれのメリット・デメリットを整理するとともに、県同盟会会員である市町及び経済団体等と情報を共有しつつ意見交換を行い、県同盟会としての案を取りまとめる予定でございます。

亀山市からの提案では三つのエリアが示されたところではございますけれ



ども、県同盟会にはもうどのような形にするかにつきましては、先ほど申し上げました過程の中で様々な方々の御意見をお聞きしつつ、今後、決めていくことになろうかと思えます。

リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会につきましては、令和4年の夏、開催予定でございますけれども、リニア中央新幹線建設促進三重県同盟会総会で決議の上、いずれにしましても、しっかりと国及びJR東海等へ要望してまいりたいと思えます。

〔35番 長田隆尚議員登壇〕

○35番（長田隆尚） ということは、亀山市の案を受けつつ、三重県としてこれから案を検討していくと、その中で亀山市の案になるか、別な案が出てくるか分からない、1個なのか複数か、まだ今のところは分かっていないということでもよろしいですか。

ということでございますので、ぜひとも亀山市案を受けながら、それを尊重しつつも、先ほどおっしゃった観点から、三重県全域にとって好ましい位置をできるだけ早く決めていただきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、次に、2037年のリニア中央新幹線東京－大阪間全線開業に向けてについて、お伺いしたいと思います。

2022年中のリニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会総会での、三重県としての駅候補地の決議に向けたスケジュールをお伺いしましたが、決議後が、先ほどの図2のように、（パネルを示す）2023年からJR東海による環境影響評価が始まり、現在、名古屋－大阪間で幅20キロの帯状で示されているルートを、計画段階環境配慮書で概略ルート、3キロメートル幅に絞り込み、概略駅位置が直径5キロメートル円の範囲内で公表され、その後、環境影響評価方法書の策定を経て、環境影響評価準備書において具体的なルートと駅位置が決定され、2026年頃に環境影響評価書の作成という手順で進んでいくと思われます。

その後、2027年頃にJR東海から国土交通省に工実施計画が申請され、

国土交通省による認可を経て、JR東海が名古屋－大阪間建設工事に着手、2037年に東京－大阪間全線開業というのが、今の三重県の想定であるということです。

先ほど紹介させていただいた今年の決議は、昨年の決議に新たに名古屋－大阪間については、2045年から8年前倒しの2037年開業が確実なものとなるよう工事の早期着工を図ることと、環境影響評価の手續に速やかに着手するなど、三重県内の概略ルート及び駅位置の早期公表に向けた準備を連携、協力して進めること、という文章が加わった形になっています。

先月、リニア中央新幹線静岡工区について、JR東海の金子社長は、静岡県島田市など大井川の流域9市町の首長らと静岡市内で意見交換を開催し、流域自治体の理解が得られるまでは工事を進めないという考えを改めて示しましたが、2027年の東京－名古屋間の開業、2037年の東京－大阪間全線開業に向けてどう取り組んでいくのでしょうか。

例えば、東京－名古屋間の開業が仮に2027年から遅れることがあっても、名古屋－大阪間については2027年から予定どおり建設に着手し、2037年の東京－大阪間全線開業を目指すというように国やJR東海に働きかけていくのか、そして、環境影響評価の手續については、新大阪における北陸新幹線の環境影響評価と連携していくのかについて、お伺いしたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） お答え申し上げます。

三重県は、先行しております東京－名古屋間の進捗状況を踏まえまして、より効率的、効果的に環境影響評価を進めるなど、名古屋－大阪間の着実な事業実施に向けて、JR東海と情報交換を重ねてきたと聞き及んでおります。

また、現在、北陸新幹線の敦賀－新大阪間の環境影響評価が進められているというところをごさいますて、同じく新大阪間に入るリニア中央新幹線にとっては北陸新幹線の取組を参考にするというので、リニア中央新幹線の環境影響評価の手續が円滑に進んで、早期開業につながると考えられることから、国に対して事業者間の相互連携を図るよう要望しております。

また、将来、リニア中央新幹線三重県駅と北陸新幹線がつながることによりまして、北陸地方からの移動が便利になるということ、それから、三重県からの移動も当然、便利になりますが、それもリニア中央新幹線のメリットであると考えておりまして、その効果を早期に発現させるというためにも、相互連携を図ることは重要だと考えております。

リニア中央新幹線静岡工区に関しましては、ＪＲ東海や国によって問題解決に向けた取組が行われているものと承知しておりまして、現時点では、ＪＲ東海から東京―名古屋間の開業時期を変更するというような旨の正式な公表をいただいているというものではありません。本県としましては、ＪＲ東海や沿線の都府県とも連携しまして、情報収集するなどしながら動向を注視していきたいと考えておるところでございます。

また、一日も早い全線開業の実現と、名古屋―大阪間のルート、駅位置の早期確定に向けて、名古屋以西の奈良県、大阪府ともしっかりと連携しながら、早期事業着手や工期の短縮に資する方策を講じて、遅れることなく着実に事業実施をするように、ＪＲ東海や国へ要望してまいります。

〔35番 長田隆尚議員登壇〕

○35番（長田隆尚） ありがとうございます。

まだ、今、2027年は当然ながら諦めておりませんので、それに向けてということになると思いますが、やはり東京―大阪間が全線開業して初めてリダンダンシーが発揮できるということでございますので、2037年に向けてはぜひとも死守できるような形で、今後とも進めていただければなと思います。

では、続きまして、リニアインパクトの最大化についてお伺いします。

一方で、国土交通省のスーパー・メガリージョン構想には、リニア中央新幹線がもたらすインパクトとして、次の四つが示されています。

一つ目が、フェイス・トゥ・フェイスコミュニケーションが生み出す新たなイノベーションということで、リニア関係で申し上げますと、リニア中央新幹線の開通により交流機会が増加、交流時間が拡大し、新たなイノベーションを生み出す。

2番目として、時間と場所からの開放による新たなビジネススタイル・ライフスタイルということで、リニア中央新幹線開通による時間と場所からの開放が、暮らしに多様な選択肢をもたらす。二地域居住等、都市と地方にまたがる全く新しいビジネススタイル、ライフスタイルが誕生する。

3番目として、海外からの人や投資の積極的な呼び込み、リニア中央新幹線開通による三大都市圏の一体化によって海外からの魅力が向上する。高速交通ネットワークとリンクし、訪日外国人旅行者の地方への誘客をさらに促進する。

災害リスクへの対応として、リニア中央新幹線と新幹線、高速道路ネットワークが有機的につながり、多重性、代替性が強化される。

東京に集中する人口及び企業の中核機能等の分散や、首都機能をはじめとする中枢管理機能のバックアップ体制の整備に寄与をする可能性があるであります。

知事の所信表明には、人口減少に対応するために、地方創生の取組を加速する必要があります。リニア中央新幹線の早期完成によるスーパー・メガリージョンのメリットを最大限に生かし、三重の魅力の積極的な発信により、関係人口の増大や移住の促進につなげていくことに加え、生活圏の段階的縮小にも考慮する必要がありますとありますが、リニアインパクトの最大化に向けて、具体的にスーパー・メガリージョンのメリットをどのように最大限に生かして、リニア中央新幹線三重県駅開業を地方創生に生かしていくのか、お伺いしたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） お答え申し上げます。

リニア中央新幹線は、交流人口の拡大やビジネススタイルやライフスタイルの変化をもたらすものでありまして、こうしたいわゆるリニアインパクトを最大限に活用して、三重県の地方創生の実現を図っていくことが重要であると考えております。

リニア中央新幹線によりまして、東京－大阪間の移動時間は大幅に短縮を

されます。ビジネスや観光の活性化にもつながるものであります。

ビジネス面におきましては、企業の本社機能の当県への移転や、サテライト機能・マザー工場の設置に向けた当県内での動きというのが出てくるのが期待をされておりまして、これによって県内産業の一層の活性化が見込まれているところでございます。また、県内の企業関係者が、東京や大阪を短時間で訪れることも可能となります。

観光面におきましては、県内には伊勢神宮や熊野古道伊勢路、東海道五十三次の宿場町の一つであります関宿、もちろんほかの宿場町もございますが、魅力的な観光資源が多くありますことから、リニア中央新幹線によって大都市からより多くの人を誘致するということが可能になってまいります。

こうした効果は、三重県全体で享受すべきものやと考えていまして、三重県に設置されますリニア中央新幹線の駅は、こうした効果を県内に広く及ぼしていく役割を担うものだと考えております。このためには、県内駅から各地へのアクセス整備が必要だと考えるところでもあります。

今、三重県だけではなくて、日本全国が人口減少に直面しております。リニア中央新幹線によりますこうしたメリットを生かすことで、人口減少にも対応できるのではないかと考えるところでございます。

リニア中央新幹線によって人の交流が増えますことで、県内への県外からの移住や、あるいはワーケーション、二地域居住などの促進につながっていくということが期待をされています。移住やワーケーション等を受け入れる環境づくりも併せて進める必要があろうと考えております。

今、申し上げましたような、リニア中央新幹線がもたらす様々なメリットを生かせるように、しっかりと取り組んでいく所存でございます。

〔35番 長田隆尚議員登壇〕

○35番（長田隆尚） ありがとうございます。

今年6月の三重県の令和4年度予算の確保に向けた国への要望には、リニア中央新幹線の早期全線開業及び地方のリニアインパクト最大化への支援強化として、リニア中央新幹線の開業によって形成されるスーパー・メガリー

ジョンの波及効果を地方再生の起爆剤とするため、一日も早い全線開業とリニアインパクトの最大化に向けた支援を講じることと記され、具体的には、リニア中央新幹線の名古屋－大阪間整備について、ルートや駅位置の早期確定に向け、沿線自治体等々も積極的に連携すること、また、一日も早い着工・全線開業を実現させるため、東京－名古屋間の2027年開業に向け、工事等が着実に進められるよう引き続き関係者との連携・調整を図るとともに、名古屋－大阪間の早期事業着手や工期短縮を図るため、各種行政手続の簡素化など、事業者や地方自治体が求める対応策をあらかじめ講じておくための体制づくりを関係省庁連携の下、進めること。

新大阪駅におけるリニア中央新幹線整備事業と北陸新幹線整備事業等との連携を密にし、効率的な環境アセスメントなどの事前準備を進め、早期のリニア中央新幹線全線開業につなげること。リニア中央新幹線中間駅を核とした在来線や道路網の整備による広域ネットワークの構築や駅周辺のまちづくりの整備など、地方におけるリニアインパクトの最大化に必要な取組を進めるための支援策を検討することとあります。

この秋にも、令和4年度予算の確保に向けた国への要望を行うと思っておりますけれども、知事の地方創生の思いを受けて、この地方におけるリニアインパクトの最大化に必要な取組を進めるための支援策については具体的に何を求めていくのかについて、お伺いしたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） お答え申し上げます。

この秋の要望、すなわち、11月の国への令和4年度予算編成に向けました要望活動では、リニア中央新幹線中間駅を核としまして、在来線や道路網の整備による広域交通ネットワークの構築や駅周辺のまちづくりの整備など、地方におけますリニアインパクトの最大化に必要な取組を進めるための支援策を検討するように、要望していくつもりでございます。

〔35番 長田隆尚議員登壇〕

○35番（長田隆尚） ありがとうございました。

最後に、リニア中央新幹線の県内駅候補地案を踏まえた三重県の交通ビジョンの方向性について、総合的に伺いたいと思います。

三重県総合交通ビジョン、これですね、これは平成27年に策定されました。これの「はじめに」のところに、今後、人口急減と高齢化の急速な進展が予想される中、生活の質の維持・確保、交流や経済活動等を支える手段となる地域公共交通の役割は一層増してきている。さらに、三重県においては、新名神高速道路をはじめとする高規格幹線道路の延伸やリニア中央新幹線など、新たなインフラの概成が見込まれており、人の流れが大きく変わり得る時代へと向かっている。

今回、策定した三重県総合交通ビジョンでは、このような時代の潮流を踏まえ、20年後を見据えた安全・安心で快適な生活と活力ある経済活動を支える交通の姿を描いています。

その実現に向け、国、県、市町、交通事業者、県民、その他多様な分野の関係者が協創しながら取組を進め、幸福実感日本一の三重を目指してまいりますとあり、実施方針の中のリニア中央新幹線名古屋駅及び県内中間駅の利便性の向上のところには、次のように書かれています。

2027年に開業を予定しているリニア中央新幹線、東京－名古屋間の開通に伴い、三重県から首都圏への広域公共交通結節点となる名古屋駅の総合ターミナル機能が拡充されることから、在来鉄道や高速道路による乗換えやアクセスの利便性を高めていきます。

また、三重県内で初めての広域公共結節点とリニア中央新幹線中間駅についても現時点では位置は決定していませんが、首都圏、中京圏、近畿圏を結ぶ将来の拠点となることから、県内からの在来鉄道・高速道路等による乗換えやアクセスの利便性を高めていきます。

施策の1番目として、名古屋駅におけるJR関西本線及び近鉄名古屋線と、リニア中央新幹線、東海道新幹線との乗換え利便性の向上、そして施策の2番目として、高速道路、伊勢湾岸自動車道、東名阪自動車道経由からリニア中央新幹線名古屋駅へのアクセス性の向上、3番目として、県内JR各線、

近鉄線などから、名古屋駅やリニア県内中間駅への乗換え利便性向上、4番目として、高速道路等、新名神高速道路、東名阪自動車道経由からリニア県内中間駅へのアクセスの向上、5番目として、リニア中央新幹線の開通に伴う観光誘客の促進に向けた交通ネットワークの充実であります。

この三重県総合交通ビジョンは、実施期間として、2015年からおおむね20年後を見据えた期間としますとありますが、その一方で、ただし、長期間となるため、予測ができない急激な社会情勢の変化や新たな動向等を踏まえ、必要に応じて適宜見直すこととします、とも書かれております。

亀山市のリニア中央新幹線三重県駅位置決定、まさしく新たな動向等に該当すると思いますが、三重県総合交通ビジョンは今後どのようにしていくのでしょうか。

また、その一方で、昨年、持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律が可決されました。

この法律は、地方部を中心とした人口減少の本格化、運転者不足の深刻化等に伴って、公共交通サービスの維持・確保が厳しさを増している中、高齢者の運転免許の返納が年々増加するなど、地域の暮らしと産業を支える移動手段を確保することがますます重要となり、地域経済社会の発展に資する交通インフラを着実に整備していくことにより、生産性向上を図るとともに必要となっているという現状を踏まえ、全ての地域において、持続可能な運送サービスの提供を確保するため、地方公共団体が公共交通事業者等と連携して最新技術等も活用しつつ、既存の公共サービスの改善・充実を徹底するとともに、地域の輸送資源を総動員する取組を推進する必要があるとするものです。

三重県としては、これまでのような市町中心というよりは、県が主体となったこれに沿った形での計画も立案していく必要があると思いますが、リニア中央新幹線三重県駅決定を踏まえた三重県の交通ビジョンの方向性について、改めてお伺いしたいと思います。



〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） お答え申し上げます。

三重県総合交通ビジョンでは、リニア中央新幹線の県内駅設置によります広域交通ネットワークの機能向上を、その方針一つに位置づけておるわけでございます。

県内にリニア駅が設置されますと、新たな人の流れが生み出されまして、三重県に及ぼす影響は非常に大きいということでございますので、計画の立案に当たっては、乗換え利便性やアクセス性を考慮しまして、交通ネットワークを構築する必要があるかと考えています。

このために、県内のリニア駅位置が確定する時期を念頭に置きまして、新たにリニア駅を核としました交通ネットワークに関する計画を策定せないかんなど考えているところでございます。

また、御指摘いただきました、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律でございますけど、これ、私が国土交通省の自動車局長の時代に担当局長の1人として、国会で答弁させていただいた法律でございます。そうした法律も踏まえまして、計画策定を行っていくこととなります。

新たな計画の中では、例えばリニア駅から県内各地に向けましたバス輸送も、起点となるバスターミナルの整備、そうしたことも位置づける必要があると思っていますし、また、時代の変化を踏まえまして、自動運転のバスだとか、次世代モビリティなどの新たな移動手段とか、あるいはI o T、A Iを活用した新たなサービスでありますM a Sなども位置づけていく必要があると思っています。

さらには、クルーズアンドレールといった観点から、旅客船が接岸する岸壁とリニア中央新幹線駅とのアクセス、これは旅客船から降りたお客さんがリニア中央新幹線で日本国内に移動するというを想定したものでございますけど、また、リニア中央新幹線駅周辺における生活交通も、これ重要でございます。先ほど申し上げた法律に基づくものでございますけれども、

そういった措置も考えていく必要があるということでございまして、観光施設や産業集積地との直接的な二次交通を支える視点と、東京や大阪から三重県にビジネスで来られた方のためであります。そういった視点も様々盛り込んでいく必要があろうということで考えているところでございます。

空港も新幹線駅も現在ない本県にとりましては、リニア中央新幹線の県内駅の設置は長年の悲願でございまして、明るい未来につながる重要なインフラだと考えているところでございます。

計画策定に当たりましては、安全・安心で利便性が高い交通基盤の確立を目指すのが必要でありまして、県民の皆様が元気に、かつ三重県民でよかったなど実感しながら暮らすことができる三重県を目指してまいろうと考えておるところでございます。

〔35番 長田隆尚議員登壇〕

○35番（長田隆尚） ありがとうございます。

2018年に、亀山市が、当時の株式会社三重銀総研に委託して、リニア中央新幹線中間駅設置・開業による影響把握調査報告書を作成し、リニア中央新幹線の東京－大阪間全線開通時における亀山中間駅を利用した場合の、各地からの時間短縮効果を検証しました。

詳しくは、知事在任前の今年2月の代表質問で行いましたので申し上げますが、亀山中間駅の設置による時短効果は、パークアンドライドを利用することにより、より拡大し、2015年3月の道路状況、2016年2月時点の鉄道状況でも、三重県内の北勢地域の一部の地域を除いた全域だけでなく、滋賀県、奈良県、和歌山県にも及ぶということでした。

一方で、亀山中間駅乗車経路の所要時間短縮には、増便や特急、急行、快速の乗り入れなど、既存の鉄道路線での亀山市へのアクセス性の向上、パークアンドライドに向けた整備など、高速バスや自家用車での亀山市へのアクセス性の向上を検討する必要がある。新たな幹線道路の開通や鉄道網、鉄道ダイヤの改正などにより、今後、亀山市へのアクセス性が向上されることにより、亀山中間駅優位圏はもっと拡幅されるということになっていくと思

われます。

先ほども、中森議員の質問の中で県土整備部長からも答弁もございましたけれども、知事のお得意の国土交通省の行政官としての知識を生かしていただいて、ぜひとも交通政策を進めていただくことをお願いしまして、リニア中央新幹線については終わりたいと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次に、ゼロエミッションみえプロジェクトの始動についてというところで、質問を始めさせていただきたいと思ひます。

脱炭素社会の実現のための積極的な対応が世界的な潮流となっている中で、国のグリーン成長戦略と連動した取組を進めることが地域産業の成長にもつながるとの考えの下、ゼロエミッションみえプロジェクトの始動に向けて検討しますと、知事の所信の「脱炭素社会・デジタル社会の推進」のところには書かれております。

脱炭素化に向けた国の動きですが、昨年10月、2050年カーボンニュートラル宣言がなされ、今年4月には、2030年度の新たな温室効果ガス削減目標として、2013年度から46%削減するということを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けるとの新たな方針も示されました。

また、本年6月18日に閣議決定された成長戦略実行計画では、2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略の2030年排出削減目標を踏まえたグリーン成長戦略の枠組みとして、脱炭素化を目指し、グローバルにサプライチェーンの取引先を選別する動きも加速しており、温暖化への対応が成長の成否を決する時代に突入している。再生可能エネルギーを最大限導入する必要がある。2050年カーボンニュートラルという高い目標の実現に向け、グリーン成長戦略の具体化を進める。その際、需要側である国民一人ひとりにどのようなメリットがあるのかを分かりやすく発信する。また、2030年の排出削減目標を視野に入れて、さらなる必要な投資を促す方法を検討する。なお、継続的に戦略の進捗状況のフォローアップと内容や分野の見直しを行うと示され、14の分野別の課題と対応が示されています。

そこで、2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略の2030年排出削減目標を踏まえたグリーン成長戦略の枠組みの流れを受けて、みえ産業振興ビジョンにも、三重県の経済を牽引しているのは輸送用機械（自動車等）、電気機械、石油化学（素材等）などを中心とするものづくり産業と書かれていますように、三重県は自動車産業を盛んな地域ですけれども、三重県の産業構造は今後どのように変わると想定し、三重県のものづくり産業等の成長戦略をどう進めていくのか、グリーン成長戦略と連動した取組についてお伺いしたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） お答え申し上げます。

2015年12月にフランスのパリで開催されましたCOP21において、初めて世界全体で温暖化対策を進めるということに合意しましたパリ協定ですが、2020年、本格実施の段階に入ってきております。

各国の政府は、CO<sub>2</sub>や温室効果ガスの排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラルの実現を目指すということを次々と表明しております。

例えば、EUでは2030年に3000万台のゼロエミッションカーの普及を目指す、そういう戦略が打ち出されていますし、世界的な流れとしても、従来の財務情報ではなくて、企業の環境・社会・ガバナンス、こういった要素を考慮したESG投資が年々拡大してきております。

こうした世界的な潮流を受けまして、我が国におきましても、昨年10月、2050年カーボンニュートラルを目指すことが宣言されましたし、今年の4月、2030年の新たな温室効果ガス削減目標の方針が示されたのは、委員御指摘のとおりでございます。

カーボンニュートラルの実現に向けました動きが加速する中で、今年の6月に公表されましたグリーン成長戦略は、単に環境面に配慮するというのではなくて、我が国がカーボンニュートラルをきっかけに経済成長するということを定めたものでありまして、日本の産業の屋台骨でございます自動車産業につきまして、成長が期待される重要分野一つにも位置づけられており

ます。

この経済と環境の好循環を実現していくグリーン成長戦略と連動しまして、三重県の基幹産業でもあります自動車産業も、当然、変革を余儀なくされるものだと考えております。

ガソリン自動車が、電気自動車や燃料電池自動車などに変換していくことが想定される中で、各企業は、これからもその競争力を失わないように対応していくものと考えられるわけであります。

本県におきます自動車部品産業におきましても、ガソリンエンジンから電動車用モーター部品への製造へとシフトしていくことが想定されることに加えまして、電機部品の金型を製造している企業が電気自動車部品の製造に新たに参入してくる、こういった事業展開も見込まれるわけございまして、県内産業の持続的な成長が期待されるところでございます。

また、県内には風力発電の部品でありますとか、太陽光パネルや蓄電池の素材、これを製造している企業もございまして、これらの企業は、風力発電や蓄電池、太陽光はじめとする成長産業を牽引していくということが期待されるわけでございます。

今後も、国内外におけますカーボンニュートラルへの動きを注視しながら、2050年カーボンニュートラルに向けました県内企業の前向きな挑戦を積極的に支援し、新たな産業や雇用を生み出すグリーン成長につなげていきたいと考えているところでございます。

〔35番 長田隆尚議員登壇〕

○35番（長田隆尚）　そして、知事の所信の脱炭素社会・デジタル社会の推進には、続けて次のようにも書かれています。

来るべき脱炭素社会において必要とされる技術の開発や、製品、サービスの需要の高まりによる産業構造の変化、雇用の移動等に的確に対応できるよう、有識者による検討会議を設置し、持続的な経済成長や雇用創出に向けて、今後の取組方向を検討していきます。県が脱炭素社会づくりに向けて率先して強力に取り組むことで、県全体の取組をリードしていきますという形です。

三重県には、三重県環境基本条例に基づき、三重県の環境の保全に関する取組の基本的な方向を示すマスタープランとして三重県環境基本計画があり、環境保全に関する目標、施策の方向及び配慮の指針、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、必要な事項について定められています。

その位置づけとして、三重県が様々な主体と連携しながら行う環境保全の施策等を明らかにした行政計画であり、SDGsの目標年が2030年であること、また、先ほど知事の申されたパリ協定に基づく国の温室効果ガス排出削減に係る中期目標年度が2030年度であることなどを踏まえ、2030年度を目標年度としています。

県民の皆さんや事業者、市町等も計画の推進主体と位置づけ、それぞれの主体に期待される役割と環境を保全するために実践すべき取組の方向を示し、各主体間の連携促進を図りながら、オール三重で取組を進めていくことを目的としています。

さらに、三重県環境基本計画は三重県地球温暖化対策実行計画、三重県産業廃棄物処理計画、みえ生物多様性推進プラン等、三重県の環境保全に関する個別計画の基本的な方向を示すもので、環境の視点を盛り込んだ県政の様々な分野における計画においても、三重県環境基本計画の基本的な方向に沿って策定され、実施されることが求められますと書かれています。

三重県では、この三重県環境基本計画で示された方向性に沿った形で、2019年12月に、2050年までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロを目指すミッションゼロ2050みえ～脱炭素社会の実現を目指して～を宣言し、脱炭素社会の実現に向け、県が率先して取組を取り組む決意を示しました。

また、今年3月には、三重県環境基本計画の個別計画として位置づけられる三重県地球温暖化対策総合計画Mission ZERO 2050 Mie～未来のために今、私たちができること～が策定され、三重県が目指すべき姿として、2050年までに県域から温室効果ガスの排出実質ゼロとなった脱炭素社会を実現するためには、この計画の目標年度である2030年度には、脱炭

素社会の実現につながる高度な低炭素社会が構築することが必要であり、そのためには、県民一人ひとりが脱炭素社会を共通のゴールとして認識した上で、その途上にある持続可能な社会の構築に向けて行動することが重要です。このため、この計画において、三重県が目指す県民一人ひとりが脱炭素に向けて行動する持続可能な社会とし、その実現に向けた取組を推進します、と記され、2030年度には2013年度比30%減という目標が掲げられています。

世界でも、ヨーロッパやアメリカ合衆国を中心に脱炭素の動きが加速しており、日本においても温室効果ガス排出削減目標の見直しが進められています。また、知事の所信表明でも、ゼロエミッションみえプロジェクトの始動に向けた検討を進めると表明するなど、脱炭素社会の実現のために、世界、国、そして三重県でも大きく動いていこうとしています。

そこで、まず、三重県地球温暖化対策総合計画を策定して1年もたたない中ではありますが、この計画を見直し、脱炭素社会実現の取組を加速させねばならないと思いますが、知事のお考えをお伺いしたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） お答え申し上げます。

世界的な脱炭素への取組が加速する中で、我が国でも目指すべき方向として、エネルギー基本計画あるいは地球温暖化対策計画の改定によりまして、再生可能エネルギーの電源構成比率の増加、あるいは温室効果ガス排出量の削減目標の見直しなどが、今、現に進められているところであります。

三重県では、議員御指摘のように、今年の3月に温室効果ガスの排出量削減目標や、目指すべき方向性を示しました三重県地球温暖化対策総合計画を策定いたしまして、脱炭素社会の実現に向けて再生可能エネルギーの利用促進や脱炭素経営の促進、あるいはクールチョイスといった取組を進めているところでございます。

他方、国が温室効果ガスの排出量削減目標を新たに定めるということや、再生可能エネルギーの電源構成比率が変更となってくるということから、そういうものを踏まえまして、総合計画の見直しを進める必要が出てきておる

ということでございます。

国においては、今月末から開催をされますCOP26を見据えた計画改定が進められておりまして、これと並行して地方公共団体実行計画の策定・実施マニュアルの検討が進められているところでございます。このために、そのマニュアルが示された後、県の地球温暖化対策総合計画の見直し、これに着手する必要があるかということを考えているところでございます。

見直しに当たりましては、温室効果ガス排出量の約8割を占めるエネルギー分野の取組が特に重要だということを考えておりまして、再生可能エネルギーの利用促進のための導入目標の設定なども行うほか、県民一人一人が気候変動を自ら問題として捉えていただいて、ライフスタイルの見直しなどにつながる道筋をお示しする必要もあらうと考えております。

いずれにしましても、脱炭素社会の実現に向けての動きを加速する必要があるかと考えているところでございます。

〔35番 長田隆尚議員登壇〕

○35番（長田隆尚） それでは、ぜひとも推進していただきますように、よろしくお願ひしたいと思います。

一方で、（実物を示す）この三重県地球温暖化対策総合計画には、三重県庁としての取組もここに書かれています。

三重県庁における温室効果ガス排出量の削減目標は、2013年度比で電気、公用車燃料、庁舎使用燃料等、その他を合わせて2030年度にマイナス40%と記されています。

2012年の前の計画では、2005年度を基準として、すなわち100として、2020年度で電気が80、公用車燃料が80、電気を除く冷暖房燃料が80、その他で61.9とされ、合計で78.8とされています。

ちなみに2019年度の実績は、電気で82.8、公用車燃料で80.8、電気を除く冷暖房燃料で56.4、その他で60.5、合計77.7となっていますけれども、今回の計画では各々の内訳については示されていませんけれども、今後はどのようにしていくんでしょうか。



また、今年1月18日の第240回国会の施政方針演説にて、菅前首相は2035年までに、新車販売で電動車100%を実現することを表明しました。ここでいう電動車といえますのは、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車が該当します。

この発表は、日本政府が事実上、エネルギー車の禁止にかじを切ったものとして捉えられており、2020年12月には、経済産業省はガソリン車の新車販売を2030年代半ばまでに終了する方向で調整しているという報道があって以降、その時期を明確にした形です。

三重県地球温暖化対策総合計画には、県庁の取組として、施設設備の更新等による主な削減取組として、公用車の対策については、2017年度に公用車4台をプラグインハイブリッドに更新、2018年度に公用車1台をプラグインハイブリッドに更新、電気自動車に1台更新、2019年度に公用車1台をプラグインハイブリッド自動車に更新、電気自動車に1台更新という記述があるだけです。

ちなみに三重県の公用車の台数は、知事部局、企業庁、病院事業庁、警察本部を合わせて、2021年2月末現在で約2200台であると聞いています。

また、2021年度の三重県統計書によると、三重県内の自動車保有数は、令和2年3月末現在で約150万台となっています。三重県新エネルギービジョンには、新エネルギーの導入の長期目標があり、例えば、次世代自動車については、2019年度の17万5000台から、2030年度には34万5000台の目標となっており、自動車の約23%を次世代自動車にしていくということになります。この数字から単純に推計しますと、三重県庁としては約500台の次世代自動車にしていく必要性が出てまいります。

また、急速充電設備についても、2017年度に本庁前駐車場に電気自動車用急速充電器を設置、2018年度に桑名庁舎、伊勢庁舎、尾鷲庁舎に電気自動車用急速充電器を設置という記述があるだけです。

2030年度に34万5000台を次世代自動車にしていくには、この急速充電設備についても、もっと三重県で増設していく必要があると思いますが、県庁と

して電動化に向けて、保有台数、充電設備の数等をもっと具体的な目標を持つべきだと思いますが、いかがでしょうか。

〔岡村順子環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（岡村順子） 三重県庁の取組、特に公用車の電動化に向けた取組についてお答えをいたします。

三重県庁の脱炭素化に向けた取組につきましては、議員のおっしゃったとおり、2013年度比40%減を掲げながら、脱炭素に関する技術及び製品等が日々進歩している状況であることを踏まえまして、プラグインハイブリッド車を含む電動車等の次世代自動車の導入をはじめ、再生可能エネルギーの導入や太陽光発電施設の設置、受変電設備等の省エネタイプへの更新等の取組を効果的に組み合わせることで削減を進めていこうとしております。そうした中で、個別の目標は設けずに、効果的に組み合わせながらやっていくという方針を取っております。

電動車のための充電施設の整備につきましてまずお答えいたしますと、現在、三重県内には令和3年3月12日時点で充電設備が424基設置されておまして、そのうち県有施設には5か所、6基が設置されております。

これらの増設、整備につきましては、まず国では、2030年度までに充電インフラを15万基、燃料電池車等のための水素ステーション1000基の整備を目指すとされておまして、また、効率的な充電技術の研究開発など技術面での進展も今後見込まれておりますことから、こうした動きも踏まえつつ、県として取り組んでまいります。

次に、公用車の電動化についてですが、県の公用車の購入につきましては、みえ・グリーン購入基本方針や環境物品等の調達方針で定める判断基準及び配慮事項に基づき行っているところでございます。

この方針において、県が公用車を購入する際には、可能な限りより高い環境性能を示す電動車とすることとしています。現時点では、一部商用車等において電動車がない場合がございますが、国の補助金を活用するなどして、関係部局が連携しながら優先的に電動車の導入が進むように取り組んでいく

こととしております。

国では、2035年までに乗用車新車販売での電動車100%を実現できるよう包括的措置を講じることや、地方公共団体が所有する公用車の電動車化を促進するとしています。

県におきましても、こうした国の動きを注視しながら、改定を予定しています三重県地球温暖化対策総合計画の三重県庁における温室効果ガス排出量削減目標の見直しの中でも、公用車の電動車化についてさらにしっかり議論をしまして、着実に進めていくように、強力に進めていくように努力していきたいと思っております。

〔35番 長田隆尚議員登壇〕

○35番（長田隆尚） 国が積極的な割には、比較的消極的なお答えだったかなと思っています。

現在の消費者がEVの購入に消極的な理由というのは、充電インフラの不足も一つにはあると思っています。一つは、自宅での基礎充電と共に外出先での急速充電、この二つのインフラを整備していく必要があると思います。

先ほど知事の所信に、県が脱炭素社会づくりに向けて率先して強力に取り組むことで、県全体の取組をリードしていきますとありますが、知事としまして一言ございましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一见勝之） 日本を含めました世界の国々でカーボンニュートラルが表明されている中で、三重県におきましても、来るべき脱炭素社会を見据えて取組を進めていく必要があります。

国のグリーン成長戦略におきましては、エネルギー関連産業とか自動車産業、物流、こういった14の重要分野の実行計画が示されているところでございますが、これらを受けまして、三重県の経済・産業構造や地形や気候風土、また、温室効果ガスの排出削減の状況を踏まえて、三重県版のグリーン成長戦略ともいえる計画を、産業界、有識者の意見を聞きながら、県全体で検討を行ってまいりたいと考えているところでございます。

具体的な検討におきましては、例えば水素、今、我が県の重要な産業であります化石燃料を原材料とする石油コンビナート、これ、どうしていくのかというのは大きな問題としてあります。例えばそれに代わるものとして、水素とかアンモニアを検討していくという考え方もあると思います。

三重県において水素エネルギーをどのように活用していくのか、国のグリーン成長戦略の実行計画なんかも踏まえながら、水素やアンモニア、どこから持ってきてどういう分野で活用するのか、こういった議論も必要となりますし、風力発電や太陽光発電の再生可能エネルギーについて、脱炭素社会の実現に向けてどれぐらい導入するのかと、また、最適配置はどうするのかという議論も必要です。

さらには、先ほどもお答え申し上げましたが、再生可能エネルギーの整備や自動車におけます内燃機関から電動化、こういう転換、こういったときに成長産業として自動車の部品も含めてどう位置づけていくのか、こういう検討も必要になってくると思っています。

脱炭素は、好むと好まざるとにかかわらず、三重県が総力を挙げて取り組まなければいけない大きな課題であります。私自身が先頭に立ちまして、三重県の産業の強みや自然特性を生かした経済成長を重視しながら、県民生活のメリットを意識し、市町とも連携をして、県を挙げて将来に向けた取組を様々な分野で進めていきたいと考えております。

〔35番 長田隆尚議員登壇〕

○35番（長田隆尚） ぜひとも三重県庁がその先導を取るような形で、具体的な目標をつけていただければと思います。

最後に、盛土についてお伺いします。

ちょうど知事の所信には、のり面、盛土の土砂災害防止対策ということが書かれています。

知事も御存じのように、去る7月、熱海市にて盛土崩落が発生し、多数の犠牲者が発生しました。これを受けて、国から総点検ということの案内が来ておるとは思いますが、そちらについて進捗状況をお伺いしたいと思います。

〔岡村順子環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（岡村順子） では、盛土の総点検の取組状況についてお答えいたします。

盛土の総点検につきましては、国からの通知に基づきまして、まず土砂災害警戒区域の上流域や大規模盛土造成地等の重点点検対象エリア等において、まず三つの視点、既存の許可、届出資料等から確認した盛土、国土地理院が作成した盛土可能性箇所データから推定される盛土、そして、住民からの通報等で把握した盛土、この三つの視点から点検対象となる盛土を抽出しまして、さらに、この重点エリア以外でも点検が必要となる盛土がありましたらそういうものも加えて、まず137か所を県として点検対象として9月中旬に国へ報告したところです。

点検対象箇所の内訳としまして、環境生活部所管の土砂条例関連の盛土が15か所、農林水産部所管の森林法関連の盛土が19か所、県土整備部所管の都市計画法関連や砂防3法関連の盛土などが103か所となっております。

なお、国に報告した点検対象箇所以外に点検が必要となる箇所がないか、市町に情報共有をして精査を依頼しておまして、これにより点検箇所が増える場合は、追加で国に報告することとしております。

また、盛土の総点検の方法につきましては、国からの通知に基づきまして、現地での目視による確認を基本とし、四つの観点、許可・届出等の必要な手続が行われているか、手続内容と現地の状況が一致しているか、水抜きなどの災害防止の措置が取られているか、廃棄物購入の有無等の4点ですが、こういった点から行います。

この方法に基づき、まず点検対象となった137か所について、関係法令の所管に応じて、国、市町と連携しながら総点検を進めており、10月8日時点で104か所の点検を済ませたところでございます。これら104か所の点検結果の詳細については、現在、取りまとめをしております。

今後は、残りの点検箇所につきましても同様の観点で、11月をめどに点検を実施するとともに、しっかり指導していきます。また、市町から点検箇所

の追加報告があれば、同様に進めてまいります。

引き続き、国の動向や他都道府県の実施状況について情報収集を図りながら、県民の皆さんの安全・安心のため、適切に対応してまいります。

〔35番 長田隆尚議員登壇〕

○35番（長田隆尚） 今、137か所というところでした。先ほども申し上げましたが、知事の所信にも防災・減災の観点から盛土のことが書いてございましたので、知事からも最後に一言コメントがございましたら、よろしくお願ひしたいと。

○副議長（稲垣昭義） 答弁は簡潔に願います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） お答え申し上げます。

本県におきまして、熱海市のような災害を発生させるわけにはいきませんが、県民の命を守るために、私自身で個々の点検結果をきちんと確認していきたいと考えておるところでございます。

〔35番 長田隆尚議員登壇〕

○35番（長田隆尚） ありがとうございます。

時間となりましたので、収束させていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（稲垣昭義） 以上で、各会派の代表による県政に対する質問を終了いたします。

## 議 案 審 議

○副議長（稲垣昭義） 日程第2、議案第115号から議案第124号まで並びに認定第1号から認定第5号までを一括して議題といたします。

本件に関する質疑の通告は受けておりません。

## 議 案 付 託

○副議長（稲垣昭義） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第115号から議案第124号まで並びに認定第1号から認定第5号までは、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（稲垣昭義） 御異議なしと認めます。よって本件は、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

### 議案付託表

#### 総務地域連携デジタル社会推進常任委員会

議案番号	件名
115	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案

#### 環境生活農林水産常任委員会

議案番号	件名
117	三重の木づかい条例の一部を改正する条例案

#### 医療保健子ども福祉病院常任委員会

議案番号	件名
120	地方独立行政法人三重県立総合医療センター第三期中期目標について

#### 教育警察常任委員会

議案番号	件名
119	財産の取得について

予算決算常任委員会

議案番号	件名
116	三重県安心子ども基金条例の一部を改正する条例案
118	農林水産関係建設事業に対する市町の負担について
121	令和2年度三重県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
122	令和2年度三重県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
123	令和2年度三重県流域下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
124	令和3年度三重県一般会計補正予算（第11号）

認定番号	件名
1	令和2年度三重県水道事業決算
2	令和2年度三重県工業用水道事業決算
3	令和2年度三重県電気事業決算
4	令和2年度三重県病院事業決算
5	令和2年度三重県流域下水道事業決算

### 先議議案の審査期限

○副議長（稲垣昭義） この際、お諮りいたします。

議案第124号は先議いたしたいので、会議規則第36条第1項の規定により、10月14日までに審査を終えるよう期限をつけることといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○副議長（稲垣昭義） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。  
これをもって本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

○副議長（稲垣昭義） お諮りいたします。明14日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（稲垣昭義） 御異議なしと認め、明14日は休会とすることに決定いたしました。

10月15日は定刻より、県政に対する質問を行います。

## 散 会

○副議長（稲垣昭義） 本日はこれをもって散会いたします。

午後2時42分散会